

予算特別委員会会議録(2)(令和7年3定)			
日 時	令和7年 9月11日(木)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 4時57分
場 所	第2委員会室		
議 題	付託案件		
出席委員	面野委員長、小池副委員長、白川・酒井・横尾・佐藤・中村(吉宏)・高橋・中村(岩雄)各委員		
説明員	市長、教育長、副市長、水道局長、総務・総合政策・財政・産業港湾・港湾担当・生活環境・福祉保険・こども未来・建設・教育各部長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～会議の概要～

○委員長

開会に先立ち、一言御挨拶を申し上げます。

昨日の選挙におきまして、委員各位の御支持をいただき、委員長に就任した面野です。もとより微力ではありますが、副委員長共々、公正にして円滑な委員会運営のため、最善の努力を尽くす所存でございますので、委員各位はもとより、説明員の皆様の御協力をお願いいたします。

なお、副委員長には、小池委員が選出されておりますことを御報告いたします。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、横尾委員、中村岩雄委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。小貫委員が酒井委員に、白濱委員が中村岩雄委員に交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の順序は、自民党、みらい、公明党、立憲・市民連合、共産党の順といたします。

自民党。

○佐藤委員

◎ICT教育について

まず、ICT教育についてお尋ねいたします。

SNSによる子供間でのトラブル抑制などの対応策として、先日、代表質問させていただきましたときに外部講師による情報モラル教室、市教委によるネットパトロール体験会を教育長から御答弁を頂戴いたしました。

このことについて、もう少し具体的にどのようなことを行っているのか、お聞かせください。

○（教育）学校教育支援室菊野主幹

各学校で行っている外部講師を招いた情報モラル教室では、学年の発達段階にもよりますが、主な内容としまして、画像を含む個人情報の不用意な公開、送信による危険性や、文字だけでは伝え切れないことがあって不用意な書き込みや送信が、勘違いやコミュニケーションのずれにつながってトラブルになり得るということ、あるいは、オンライン上で知らない人と不用意にやり取りしてしまうことの危険性、それから、オンラインゲームによる課金トラブルなどを取り扱い、ルールを守って安全にインターネットを利用することなどを学んでいるところであります。

また、ネットパトロール体験会につきましては、市教委が保護者を対象として実施しております。個人情報の公開や、悪口や不適切な書き込みがないかなどを、例えば学校名などをキーワードとして検索しパトロールすることを実際に行ってみることに加えまして、児童・生徒に起こっている、あるいは起こり得るトラブルの事例を保護者に紹介し、保護者の管理や見守りの重要性について説明しているところでございます。

○佐藤委員

情報モラル教室でお呼びする外部講師は、具体的にどういった方が行っているのか。

また、情報モラル教室の頻度、あと、ネットパトロール体験会の保護者の方は、平均して大体何名お集まりになるのか、お聞かせください。

○（教育）学校教育支援室菊野主幹

まず、外部講師はどんな方かという御質問ですが、学校によって様々ではありますが、報告にあるのは警察、端末の事業者、それから、市教委が委託している専門業者のICT支援業者が行っております。

回数は学校によって、それぞれ違いますが、学年ごと、もしくは全校で、小学校で言えば低・中・高学年に分かれたりとなりますので、1回から複数回という形ではあると認識しております。

ネットパトロール体験会の保護者の参加人数につきましては、年度によって違うのですが、十数名から二十数名という形になっております。

○佐藤委員

SNSによるトラブルは、ニュースなどでもよく目にします。現在では私たちが子供のときのようないじめなどではなく、こういったインターネット環境から受ける影響で、時には自死してしまったり、学校に行けないような子供たちが増えてきたりなどというのを目にするので、ぜひ小樽市でもこういったトラブルが起きないように、未然に抑制できるように、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、小樽市内で保護者の方にモバイルルーターは何台ぐらい貸出しをしているのか、お聞かせください。

○(教育)学校教育支援室南主幹

モバイルルーターの貸出数につきましては、市内で53台となっております。

○佐藤委員

それでは、モバイルルーターの貸出しについてどのような手続を踏んでいくのか、お聞かせください。

○(教育)学校教育支援室南主幹

貸出しの手続につきましては、毎年、保護者宛てに送付しておりますモバイルルーターの使用申込書を学校経由で提出していただきまして、それを卒業の日まで貸与しております。保護者の方から申請があれば、いつでも貸出しができるようになっております。

○佐藤委員

53台で充足しているのか、待っている方などはいらっしゃるのか、お聞かせください。

○(教育)学校教育支援室南主幹

今は、待っている方はいらっしゃいません。

○佐藤委員

今後、やはり持ち帰ったりする機会なども増えますので、モバイルルーターにつきましては、新たに新入生などが入学したときに潤沢に行き渡るように、借りたいという方にはすぐ貸せるような体制をお願いしたいと思います。

◎一人一台端末について

続きまして、一人一台端末についてお尋ねいたします。

一人一台端末の活用頻度が向上した要因の一つに、授業の中で活用場面を限定し取組を行ったと先日の再質問のときに教育長から御答弁を頂戴いたしました。

各学校との統計は、市教委では取っているのか、お聞かせください。また、どのような方法で統計を取っているのかもお聞かせください。

○(教育)学校教育支援室瀧口主幹

今、授業の中で端末の活用場面を限定して取組を行ったことにつきまして、学校ごとの統計を取っているのかという御質問がございました。市教委では、学校ごとの統計は取ってはおりませんが、学校訪問等を通じて活用の状況を把握しておりまして、特に授業の終末、まとめの場面において学んだことを振り返る際に、端末を活用する取組を行う学校が多く見られることが活用頻度向上の要因であると認識しているところでございます。

○佐藤委員

小学校と中学校での活用頻度の差が若干あると思うのですが、要因などがあつたらお聞かせください。

○(教育)学校教育支援室瀧口主幹

ただいま、小学校と中学校での活用頻度の差に関わる理由について御質問がございました。全国学力・学習状況

調査においては、ほぼ毎日活用している割合は小学校で79.1%、中学校で73.9%と、全国平均を大きく上回っているところがございます。差の要因分析までは至っておりませんが、令和6年度よりも特に中学校での活用が進み、小・中学校間の差が改善されました。

今後は、活用頻度よりも、より効果的な活用が大事であると考えますので、好事例の共有や教職員の研修機会の充実を通じて取組を進めてまいります。

○佐藤委員

一人一台端末の活用頻度に学校間で差があるとお聞きいたしました。学校間での差を埋めていくことを小樽市では考えているのか、お聞かせください。

○(教育)学校教育支援室瀧口主幹

学校間で活用頻度に差があることは把握しておりまして、端末が配備される前の指導方法から、一人一台端末が配備された新たな指導方法に対して、慣れるまでに時間を要する教員が一定数いることも併せて承知しておりますが、最も大切なことは、授業における学びの質を高めることであると考えております。

市教委といたしましては、優れた事例を集め、研修や学校訪問を通じて好事例を展開し、全ての学校で、より効果的な活用が進むよう支援してまいりたいと考えております。

○佐藤委員

◎外国人との共生について

外国人の労働者についてお尋ねいたします。

小樽市に住む外国人の国籍の上位3国をお願いします。

○(生活環境)戸籍住民課長

本年8月末時点で上位から申し上げますと、ベトナム、中国、インドネシアであります。

○佐藤委員

小樽市内で働く特定技能1号、2号、それから技能実習1号、2号、3号の割合についてお聞かせください。

○(生活環境)戸籍住民課長

これも本年8月末時点で申し上げますと、外国人全体の人数は1,182人ですが、特定技能1号は211人で約17.9%、特定技能2号は1人で約0.1%、技能実習1号は80人で約6.8%、技能実習2号は140人で約11.8%、技能実習3号は21人で約1.8%であります。

○佐藤委員

外国人の実習生が失踪したというニュースをたまにお見かけすることがあります。これは行政と企業、それから派遣会社などが関係を構築することで失踪というものを防止できるのではないかと考えるのですが、小樽市はどのように思われているのか、お聞かせください。

○(産業港湾)商業労政課長

外国人の失踪につきましては、一義的には受入れ企業や監理団体が責任を負うべきものであると考えておりますので、市ができることというところとあまりありませんが、現在、人手不足への対応として外国人を雇いたいと考えている企業が増えてきております。そうした企業や関係団体との意見交換を行っているところでございます。

○佐藤委員

ここ二、三年で、生活安全課で受けた市民相談の中で、外国人に関わる相談はありましたか、お聞かせください。

○(生活環境)生活安全課長

生活安全課でお受けいたしました外国人に関する相談件数でございますが、令和5年4月から令和7年8月まで、合計で11件となります。

○佐藤委員

差し支えない程度で構わないのですけれども、どのような相談事があったのか、お聞かせください。

○(生活環境)生活安全課長

例えば、御自身が所有する不動産に関すること、また御自身の家族についての御相談がございました。

○佐藤委員

相談が11件あったという中で、外国人の本人からの御相談が多いのか、それとも小樽市民の方からの相談が多いのか、お聞かせください。

○(生活環境)生活安全課長

外国人本人からの御相談は11件中7件で、近隣の方からは4件でございます。

○佐藤委員

それは生活安全課の中で対処できたり、関係部署におつなぎしたりなどで大きい問題にはならなかった気はするのですが、やはり今後、日本全国で外国人労働者が増えてくると思いますので、小樽市に住む人みんなが安全に安心して暮らせる、そんなまちづくりができるといいと思います。

○中村(吉宏)委員

◎宿泊税の使途について

宿泊税の使途について伺いたいと思います。この使途について議論の進捗状況を示してください。

○(産業港湾)観光振興室津田主幹

宿泊税使途の議論、検討の進捗状況につきましては、使途の検討や活用事業の効果・検証を行うことを目的といたしまして、本年8月、有識者や関係団体等で構成する小樽市宿泊税検討会議を設置しております。8月25日には、キックオフとなる第1回検討会議を開催いたしまして、委員の皆さんと使途を検討するに当たっての基本的な考え方を共有しているところです。

現在、各委員の御意見の集約を進めるとともに、庁内の関係部署において事業の検討を並行して進めております。

今後、これらの集約結果を踏まえまして、検討会議で御議論いただいた上で、年内をめどに予算を検討していくこととしております。

○中村(吉宏)委員

今立ち上がったところだということなのですが、具体的な使途の議論に含めていただきたいのが、観光客の安心・安全の確保、特に冬の回遊性向上、雪道の転倒を防止するために歩道の安全の確保を進めてほしいということであります。こういったものは使途の中に当てはめられるのか、お答えください。

○(産業港湾)観光振興室津田主幹

冬の観光客の安心・安全でございますが、これまで有識者会議、条例、そして総務省協議の中で整理してきた使途の基本的な考え方といたしまして、宿泊税は観光振興を図る施策に要する費用に充てることとしております。

総務省との協議におきましても、観光客等が多く利用する道路等の除排雪の拡充を使途の一例として位置づけた上で同意いただいておりますので、宿泊税の使途としては適切であり、制度の目的に合った使い方として活用可能と考えております。具体的な充当事業の検討に当たりましては、今後、小樽市宿泊税検討会議で御議論いただいた上で検討していくものと考えております。

○中村(吉宏)委員

含めていただける状況を確認しましたが、本市の中心部の歩道のロードヒーティング化を推進しないのかを御提言させていただきたいと思います。小樽市内の中央通の歩道は、ほぼロードヒーティングで融雪が進んでおりますけれども、片や雪あかりの路などの大きなイベント時を中心に、浅草通りや堺町通りは年中混雑しております。堺

町通りについては市長の御配慮もいただいて、人力除排雪を進めていただいているということでもあります。

こういった観光客が多く往来される冬の歩道安全確保について、ロードヒーティングの設備を計画的にでも進めたいと思うのですが、お考えはいかがか、お示してください。

○(建設)建設課長

宿泊税を活用してロードヒーティングの整備ができないのかという御質問でございますが、建設部といたしましても、小樽市観光客動態調査において批判的な意見の第1位に、冬期間の歩道除雪や路面凍結という御意見をいただいていることは認識しております。ロードヒーティングの整備や維持管理には多額の費用を要することもございますが、宿泊税の活用可能性の状況も見極めながら検討してまいりたいと考えてございます。

○中村(吉宏)委員

これから始まっていく中で、恐らく大きな金額がかかると思うのですが、少しずつ検討していただければありがたいと思います。

◎道路の白線等の整備について

次に、道路の白線等の整備について伺います。

市民から道路の白線の陳情が多く寄せられていると思うのです。特に白線の補修整備について、市が管轄するものと、それ以外の機関が管轄するものがあると思うのですが、この状況についていま一度確認したいと思いますが、いかがでしょうか。

○(建設)維持課長

道路の白線についてでございますが、まず、横断歩道やその直前にある一時停止の線につきましても、道路標示の指示標示に当たりまして、公安委員会が所管しているものでございます。

また、その他、区画線と呼ばれるもの、例えば車道の中央に引かれている車道中央線ですとか、道路の外側に引かれている車道外測線につきましても道路管理者が所管するものでございまして、小樽市が管理する小樽市道でございましたら、市が所管するものでございます。

○中村(吉宏)委員

追越し禁止などのラインについてはいかがですか。

○(建設)維持課長

追越し禁止の線につきましても、例えば黄色の線などで道路の中央に引かれているものにつきましても、追越しのための右側部分が通行禁止という表示になって規制標示と呼ばれるものになっております。規制標示につきましても、公安委員会が所管するものとなってございます。

○中村(吉宏)委員

特に、横断歩道の白線の整備・補修について多くの要望が上げられているようなのですが、本市ではどのぐらいの数の要望が寄せられているのか、お示してください。

○(生活環境)生活安全課長

横断歩道の要望件数でございますが、市民や町内会から白線の補修の要望を受けておりまして、令和6年度は12件、今年度は現在までで13件の要望を受けております。

○中村(吉宏)委員

要望が結構上がっている中で、補修の整備が進んでいくのかなのですが、公安委員会が所管する横断歩道の補修について、特に学校周辺は新学期開始前の整備が必要ということのようです。雪が消える直後、一斉に補修を行う必要があるのだらうと思います。

それに際して、白線補修の対象となる路面が劣化・悪化して、白線の補修施工が行えないという事情が生じていると聞くのですが、市の認識としてはいかがでしょうか。

○(建設)維持課長

横断歩道部の舗装が傷んでいることで、横断歩道の白線を施工できない場合があることについてはお聞きしているところでございます。

○中村(吉宏)委員

聞いているということですが、新学期に間に合うように、いわゆる一つの納期が設定されていると考えれば、その準備として学校周辺道路の横断歩道について、降雪前に白線や路面を確認して、補修等の箇所を把握し、そして3月の融雪時になるべく早く路面補修を行って、大体3月末から4月初めにかけて白線の補修整備を行うなどの進め方を実行しなければならないと考えますが、御認識はいかがでしょうか。

○(建設)維持課長

横断歩道部分の舗装の傷み具合といった状況を把握しておくことは重要であると考えております。

○中村(吉宏)委員

加えて、春先の整備の対応について3月末から4月初旬に道路の補修を急がなければならないのではないかとということも含めて質問しましたけれども、いかがですか。

○(建設)維持課長

雪解け後すぐに舗装の補修を行うことについても、対応していく必要があると考えてございます。

ただ、融雪後すぐに舗装の補修を行うことにつきましては、舗装を行う体制も整えなければならない部分があると思います。例えば、春先でしたら、穴埋め補修も当然、並行してやらなければならないですし、また一方で、今おっしゃられるとおり、横断歩道部分も重要であると考えております。そういったスケジュール感などについても、実際に線を引く公安委員会の計画の下、情報交換を行いながら対応していく必要があるとは考えてございます。

○中村(吉宏)委員

市内事業者で対応ができる人員等の問題なども課題があると思いますが、なるべく安全確保のために検討を進めていただきたいと思います。

白線等整備、また、補修の案件でもう1点確認したいのですが、道路の中央線の線引きについて多く要望を寄せられているものの中に、トンネル内の中央線整備についての要望が多く挙げられています。道道956号から分かれて市道のフルーツ街道に入りまして、本市の塩谷と桃内の間にある二つのトンネルについてです。このトンネルは、トンネル内照明の光量が少なく暗い空間となるので中央線が分からずに危険であるという旨のお訴えが市民の方から多い状況であります。

私も視認したところ、そのとおりでありますけれども、この整備について市で対応できるのか、お示してください。

○(建設)維持課長

ただいまお話のありましたフルーツ街道のトンネル内に引かれている件につきましては、先ほども御説明しましたが、追越しのための右側部分はみ出し通行禁止という規制標示に当たりますので、公安委員会が所管しているものでございます。我々市としては対応できるものではないということでございます。

○中村(吉宏)委員

公安委員会の対応だということですが、こういった状況は恐らく小樽市でも把握されていると思うのですが、いかがですか。

○(建設)維持課長

私たちも管理する道路になってございますので、トンネル内の線が消えかかっていることについては認識しているところです。

○中村(吉宏)委員

これは公安委員会の対応すべきものだということですが、そういったお声をいただいている中で、小樽市として

公安委員会に対して、しっかり補修してほしいという要望等は行っているのか、お示してください。

○(建設)維持課長

我々にもフルーツ街道のトンネル内の線が見えづらいといった声が寄せられているところございまして、このような声をいただいた際には、我々から公安委員会にその内容についてお伝えさせていただいているところございます。

○中村(吉宏)委員

市から公安委員会にも要望は行っているということで、その要望に対して公安委員会の対応はどうか、お示しいただけますか。

○(建設)維持課長

公安委員会の対応でございますが、一応、我々は、そういった声があります、実際、我々も確認した中で線が消えておりますとはお伝えさせていただいている中で、今後の計画の中で反映できるかについても含めて検討したいという話、すぐには対応できないというお話もお聞きしているところではございます。

○中村(吉宏)委員

私は、なかなかたくさんのお声もいただいているのですけれども、すぐに対応できないということは危険な状況がこのまま継続していくことになるのかと思うのです。

公安委員会がすぐに対応できない理由は何かあるのか、お示しいただけますか。

○(建設)維持課長

すぐ対応できない理由について、そこまで詳しい部分については把握していない状況でございます。

○中村(吉宏)委員

こういった整備事業についても予算の面があると思うのです。公安委員会は北海道の予算かと思うのですが、年度中の要望で、やはり予算の絡みがあるのかを想定しています。ただ、年度中とはいえ、同じ道道956号の望洋台トンネルについて、先日、我が党の佐藤禎洋道議会議員を通じて同様の要望を行いましたところ、速やかにきれいな蛍光色の中央線の整備が行われたということであります。

この点、市道も対応が必要ならば、もっとしっかり公安委員会に求めるべきではないかと思っておりますけれども、見解はいかがでしょうか。

○(建設)維持課長

我々としても、市民からそういった声も寄せられていますので、市からもそういった要望があった際にはお伝えさせていただくとともに、機会あるごとに公安委員会ともそういったお話をさせていただけたらと思います。

○中村(吉宏)委員

所管の違うところで要望をかけていくという話であります。一つ、こういった前例があるので、こちらは直してくれて、どうしてこちらは直してくれないのだということも併せてお伝えいただければと思います。

◎埼玉県春日部市との連携について

続きまして、埼玉県春日部市との連携についてお伺いいたします。

今回、定例会の本会議でも、我が会派も防災に関連して春日部市と本市の協定の取組について、また、他会派の皆さんも春日部市とのいろいろな連携についての質問が多く上がってきたところでもあります。

自主防災組織率が非常に高い、100%だというまちの中で、防災についてのいろいろな情報を本市以外から得ることも非常に有用なことでありますが、そこで考えたのが、せっかく防災の協定で手を結ぶことになった春日部市と もっと友好的な関係を構築して、防災に限らず、様々な場面で双方の都市が協力関係を深めていけないものかについてお伺いしたいと思います。

春日部市は埼玉県にあるまちですけれども、先日、おたる潮まつりにも春日部市長はじめ、市の方にいらっしゃ

っていただきました。我々も市の職員の方と軽く懇談する機会があったのですけれども、これを機に春日部市ともしっかりと連携を深めていきたいということで、例えば埼玉県は海がない県でありまして、小樽市は幸せなことに海もあり、山もあり、自然に囲まれているまちであります。

そういった埼玉県春日部市の子供たちに、夏場に小樽市へ訪問していただいて、自然や文化、このまちの歴史に触れていただく機会を持っていただきながら、また、春日部市はアニメ「クレヨンしんちゃん」で非常に有名な都市でありまして、クレヨンしんちゃんを中心としたまちづくりも進んでいるところであり、また、防災意識が高いところでありまして、首都圏外郭放水路と地下50メートルの日本一の放水路を持っています。こういうところを見学するために、小樽市の子供たちに春日部市を訪れてもらう、あるいは経済交流で、経済団体の皆さんに相互訪問をしていただきながら新しい産業の可能性や、場合によっては季節間の移住も含めて、埼玉県から小樽市に移住していただくことも含めて、もっと連携を深められる取組を行ってはいかがかと思っております。

まず、交流深化のための子供や学生の交換往来みたいな企画をやってはどうかと思うのですけれども、小樽市としての考え方はいかがか、お伺いしたいと思います。

○（総合政策）企画政策室赤井主幹

春日部市との都市間協定につきましては、災害対策に関する相互応援が中心とはなっております。加えて、協定を契機に両市の地域活性化、そして持続的成長に向けた取組を推進することを目的としました包括的な協定となっているところでございます。

そういった観点から考えますと、現時点では、人的交流の話は上がってはいないのですが、御提案のあった子供や学生の人的交流も協定の目的にかなう取組であると考えているところでございます。

○中村（吉宏）委員

ぜひ検討していただきたい。加えて、経済交流について、企業ですとか産業、商工団体の方々の往来なども行っていくと、お互いのまちがよりよく分かっていくのではないかと。また違った角度で多くの提携ができていくのではないかと思います。

こういった経済中心の交流も深めていただきたいと思っておりますけれども、お考えはいかがでしょう。

○（総合政策）企画政策室赤井主幹

今年のおたる潮まつりに、春日部市観光協会が観光PRのためにブースを出展いたしました。クレヨンしんちゃんグッズなどを中心に、想像以上に関心を持って多くの方にブースに立ち寄っていただいたところでございます。

春日部市には、春日部藤まつりというお祭りがございます。本市もブース出展などをお誘いいただいているところでございます。来年は、経済交流の観点から小樽市の観光または物産のPRなどのために春日部藤まつりへの参加を検討したいと考えているところでございます。

○中村（吉宏）委員

大変いいお話で、素晴らしいと思っております。恐らくは市長もお出かけになられるのかと、PRしていただきたいと思っております。

そういう実際の取組を含めまして、やはり首都圏の大きな都市といろいろな関係性を結んでいって、防災協定を機に、御答弁にもありましたが、将来的に全体的な協力関係、協力協定というか、友好都市の関係みたいなものを形成するように進めていってはいいいのではないかと考えるのです。先の話にはなるかと思っておりますが、新幹線の延伸時期も少し延びましたが、新幹線が札幌まで延伸されると、春日部市からは乗換え1回で小樽市まで訪問できる距離になり往来もできる形になります。

大きいお話になりますけれども、こうした全体的な協力協定や友好都市の関係を形成することも目指して取り組んでいただきたいと思っておりますが、見解を伺いたいと思っております。

○(総合政策) 企画政策室赤井主幹

現在の都市間連携も、災害対策にとどまらず、必要に応じた取組を推進することとしておりまして、包括的な連携協定となっているところでございます。今年、春日部市長におたる潮まつりに参加していただくとともに、市への表敬訪問、小樽観光協会との意見交換、そしておたる潮まつり開催式への参加などを通じまして交流の機会を持たせていただいたところでございます。

北海道新幹線の札幌延伸後は、春日部市のある埼玉県など北関東とのアクセスが向上することが見込まれているということもございますので、今後も災害対策だけではなく、新たな連携事業を模索しまして、両市の活性化などに資する取組を推進していきたいと考えているところでございます。

○中村(吉宏) 委員

ぜひ進めていただきたいと思えますし、私も御協力させていただきたいと思えます。

とにかく、こういった防災の関係も協定を結んでおります。職員の皆さん、人的交流もしながらの協定の進め方が行われていることも伺っておりますけれども、市民レベルでがっちりタッグを組むと、いざ災害のときに本当の助け合いの姿が発揮できることも期待できます。また、まちとまちの強烈な結びつきは、それぞれの郷土のいろいろな思いを相互に交換して、より高め合いが期待できると思えますので、ぜひこれは進めていただきたいと期待を込めまして、私の質問を終わらせていただきます。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

みらいに移します。

○中村(岩雄) 委員

◎観光政策等について

観光政策等について、日本遺産の活用に関連してお伺いいたします。

代表質問におきまして、次世代への啓発について質問させていただきました。

若者主体のイベントなどが行われているということですが、具体的にどのような事例があるのか、お知らせください。

○(産業港湾) 観光振興室西尾主幹

若者の主体的な取組につきましては、令和5年度にはOTARU PORTO倶楽部による重要文化財パーティー、令和6年度にはOtaru Next100実行委員会による日本遺産川柳コンテストなどが開催されました。また、今週末9月13日から22日の期間で、小樽運河の中央橋から北浜橋を会場に北運河ナイトマーケットYummy市が開催されますが、その実行委員会に参加している高校生を中心に、日本遺産を題材として扱う小樽運河謎解きツアーが開催されます。

○中村(岩雄) 委員

今お聞きした取組は市民との協働にもつながるものと考えてのですが、非常によい事例だと思いますので、ぜひ今後も連携を継続していただきたいと思います。

市民との協働について、地域プロデューサーの活用では商品開発などに取り組んでいただいているということなのですが、実際に商品化されているものにはどのようなものがあるのでしょうか、お聞かせください。

○(産業港湾) 観光振興室西尾主幹

商品化されているものにつきましては、日本遺産のストーリーや構成文化財をパッケージデザインとして活用したクッキーなどのお菓子のほか、小樽市の歴史を表現した、はんでんなどの服飾や雑貨類などがあります。

○中村(岩雄) 委員

その商品は、店頭での販売のほかにも活用されているのでしょうか。

○(産業港湾) 観光振興室西尾主幹

本市のふるさと納税の返礼品になっているものがあります。

○中村(岩雄) 委員

日本遺産のPRにつなげていくためには、様々な場面での発信が必要だと思いますが、今後も展開されることを期待しております。

シリアル型日本遺産「炭鉄港」の取組につきまして、10月に炭鉄港3-DAYS Weekender 2025が開催されるのですが、どういうイベントなのでしょうか、お聞かせください。

○(産業港湾) 観光振興室西尾主幹

炭鉄港3-DAYSにつきまして、炭鉄港のエリアは広域にわたるため、これまでは各地域が個別に活動してまいりました。次のステップに進むために、地域全体で集中的に取組を展開する年に1度の特別な3日間として開催するものです。面としての魅力を発信し、来訪者が複数の地域を巡るような回遊性に期待するものであります。

○中村(岩雄) 委員

小樽市内ではどういう予定があるのでしょうか、お聞かせください。

○(産業港湾) 観光振興室西尾主幹

小樽市内では、旧国鉄手宮線においてレールカーニバル実行委員会が実施する2025レールカーニバル in おたる、それと北海道開発局小樽開発建設部の協力をいただきまして、通常は平日しか見ることのできない小樽港湾事務所内みなと資料コーナーの特別開放を炭鉄港3-DAYSの位置づけで予定しております。

また、他の地域では夕張市石炭博物館における模擬坑道真つ暗体験や、三笠市のプレミアムジオツアーなど、各地で特別な企画が展開される予定です。

○中村(岩雄) 委員

お聞きしましたら、本当に興味を持ってそうで、ぜひ機会がありましたらそういうものを体験させていただきたいと思えます。

令和元年5月に日本遺産に認定されました炭鉄港は、このたび継続審査の結果で認定・継続され、さらには他地域の手本となるような重点支援地域に選定されたわけであります。炭鉄港推進協議会を中心とした構成、自治体・各地域の連携した取組の成果と思えます。大変喜ばしく思っております。

それから、本年2月に認定されました「北海道の『心臓』と呼ばれたまち・小樽」は、6年後に1回目の総括評価、継続審査を受けることとなります。これからの市政が評価されることとなりますので、北前船も含め、三つの日本遺産がある小樽市ならではの持続可能な地域活性化の取組が力強く推進されていくことを期待しつつ、私自身も議員として積極的に協力してまいりたいと思えますので、よろしく願いいたします。

次に、小樽市歴史的風致維持向上計画についてです。

代表質問におきまして、この計画について市長から御答弁いただいたわけですが、何点か確認させていただきたいと思えます。

本会議で市長の所感を伺って、有形・無形の文化遺産の保全活用に取り組み、小樽市らしい歴史と文化を後世に継承していきたいとの御答弁がありました。小樽市の歴史や文化を大切に守っていこうという思いを示していただいたものと受け止めております。

まず、無形文化遺産について、計画ではどのようなものがあるのでしょうか、お聞かせください。

○(教育)生涯学習課長

無形文化遺産につきましてですが、小樽市歴史的風致維持向上計画の中では、国指定重要無形民俗文化財の松前神楽や、小樽市指定無形民俗文化財、忍路鯨漁撈の行事、高島越後盆踊り、そして小樽市指定無形文化財の向井流水法がございます。

○中村(岩雄)委員

続いて、無形文化遺産の活用について、何か具体的な取組の予定はあるのでしょうか、お聞かせください。

○(教育)生涯学習課長

無形文化遺産の活用につきましてですが、今のところ新たな具体的な活用という面での取組の予定ではないのですが、先ほど申し上げました無形の文化遺産につきまして、民俗芸能の伝承事業ですとか、向井流水法の水泳教室で子供たちに水泳の技術を伝承するという事業を図っております。

○中村(岩雄)委員

ふだんからやっておられる事業も継続してやっていかれるということですよ。

計画の推進体制について伺います。

御答弁では、庁内の関係課と連携しながらとあったわけですがけれども、この関係課とはどこの部署になるのでしょうか、お聞かせください。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室真鍋主幹

関係課といいますと、計画に記載する事業に関連する所管課などを想定しておりまして、例えば建設部建設事業室や小樽市総合博物館、また総合政策部官民連携室や財政部財政課などがあります。

○中村(岩雄)委員

今、主なものをお聞かせいただいたのかと思います。

では、推進に当たりましては、必要に応じて歴史的風致維持向上協議会や関係する市の審議会で協議や助言をいただくとのことです。この協議会は、学識経験者やまちづくり団体、市民などで構成されると御答弁いただいたのですが、具体的にどのような構成内容になっているのか、お聞かせください。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室真鍋主幹

小樽市歴史的風致維持向上協議会の具体的な委員構成といたしましては、学識経験者で建築史に精通しております駒木定正氏を会長としまして、ほかの学識経験者では民俗学や歴史的建造物、都市景観に精通した方、民間では文化財や歴史的建造物の関係者、観光や商工関係の団体、まちづくり団体、そして公募による市民に加えまして、行政機関として北海道から職員を派遣していただいて構成されております。

○中村(岩雄)委員

続きまして、重点区域以外の事業についてお尋ねしていきます。

御答弁では、計画に市内全域を対象とした事業として歴史的建造物保全助成事業、未指定・未登録建造物調査事業、歴史的建造物めぐり事業が挙げられておりました。

概要で結構ですので、それぞれの事業はどのような内容の事業なのか、お聞かせください。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室真鍋主幹

事業の概要ですが、まず、歴史的建造物保全助成事業ですが、市の景観条例で登録・指定しています歴史的建造物の外観の保全に要する経費の一部を市が助成しまして、所有者に対して経済的な支援を行う事業でございます。

そして、未指定・未登録建造物調査事業につきましては、歴史的風致形成建造物や文化財、市指定歴史的建造物の候補となり得る制度上、価値が認められていない歴史的建造物について調査等を行う事業でございます。

また、歴史的建造物めぐり事業は、歴史的建造物の保全等に対する理解を深めてもらうことを目的としまして、

公募した市民が講師の説明を聞きながら、歴史的建造物を見学する事業でございます。

○中村(岩雄)委員

さらにその取組を進めるに当たって、小樽地域遺産連合会をはじめ、地域の皆さんの御意見を伺いながらとの御答弁だったと思います。

そこで、小樽地域遺産連合会とはどのような団体の集まりなのか、構成団体について把握されていたら、お示しいただきたいと思います。

○(教育)生涯学習課長

小樽地域遺産連合会の構成ですが、塩谷桃内まちづくり推進協議会、朝里遺産の会、小樽住ノ江火の見櫓をまもる会、蘭島まちづくり景観協議会、小樽縄文の会の5団体で、現在は構成されていると認識しております。

○中村(岩雄)委員

次に、重点区域内における歴史的風致形成建造物の指定について伺っていきます。

まず、価値づけされた建造物として、市指定有形文化財建造物、国登録有形文化財建造物、市登録指定歴史的建造物の三つが挙げられました。

それぞれどのような建造物なのか、また、今回候補とされている建造物はどのようなものがあるのか、名称を上げてお知らせいただきたいと思います。

○(教育)生涯学習課長

市指定の文化財と国登録有形文化財についてお話をさせていただきたいと思います。

市指定有形文化財の建造物につきましては、小樽市文化財保護条例に基づくもので、文化財のうち、国または北海道の指定を受けた文化財以外の文化財で、市にとって重要であると認め、指定した建造物になります。計画では、日本銀行旧小樽支店になります。

また、国登録有形文化財の建造物につきましては、文化財保護法に基づくもので、重要文化財及び市指定有形文化財以外の有形文化財のうち、その文化財としての価値に鑑み、保存及び活用のために措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録した建造物になります。計画では、JR小樽駅になります。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室真鍋主幹

市登録指定歴史的建造物について答弁させていただきます。

まず、これにつきましては市景観条例に基づくもので、市長が歴史的建造物として保全すべきものを市登録歴史的建造物としています。また、この登録歴史的建造物のうち、特に重要と認めるものを指定歴史的建造物としています。計画の中では、旧小樽倉庫など61棟ございます。

○中村(岩雄)委員

具体的な名称も主なものをお聞かせいただきました。

それらを歴史的風致形成建造物へと指定していく手続について、現時点でのスケジュールなどがあれば、分かる範囲で結構ですので、お聞かせください。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室真鍋主幹

指定の手続ですけれども、まず、今年度から始めていきますが、年内には所有者の意見を聞きまして、その後、順次同意を得て指定通知を行いまして、年度内には標識を設置することで考えています。所有者の意向の確認作業に時間を要することも考えられますので、一部スケジュールについては流動的になることも想定はしています。

○中村(岩雄)委員

次に、歴史的風致形成建造物の候補の中で、まだ価値づけがなされていない未指定の建造物についてはどのようなものがあるのでしょうか。主なものでもいいです、分かる範囲でお示しください。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室真鍋主幹

歴史的風致形成建造物の候補となっております未指定の建造物ですが、計画では全部で5棟あります。小樽運河沿いの浅草橋から中央橋の間にあります、運河沿いの倉庫4棟。そして、現在、市立小樽文学館、市立小樽美術館である旧郵政省小樽地方貯金局の全部で5棟がございます。

○中村(岩雄)委員

また、そうした未指定建造物を小樽市景観審議会でも市登録指定歴史的建造物に価値づけしていく場合には、どのような方が調査や評価を行うことになるのでしょうか。また、概略で結構ですので、その調査についてお知らせください。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室真鍋主幹

調査につきましては、小樽市景観審議会の中に部会がありまして、歴史的建造物に関する事項の調査審議について、5名の委員で構成されます小樽市景観審議会歴史的建造物専門部会で現地調査を行います。

調査に当たりましては、まず、歴史性、小樽市の歴史上特に意義を持つものや、シンボル性、小樽市民に親しまれているもの、また、景観性、意匠面で完成度が高く、景観形成に有効なもの、そして保全性、建設時の外観が維持され、かつ保全状態が良好なもの、または修復可能なもの。これらの項目について調査・評価しまして、総合的に判断していくことになります。

○中村(岩雄)委員

最後に、その調査を進めていくスケジュールについて、もし現時点で決まっていることがあればお聞かせいただきたいと思います。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室真鍋主幹

未指定の5棟の調査時期につきましては、専門的な知見が必要になるため、先生方との調整など、また、所有者の意向の確認も必要なため、現時点では具体的にお示しすることはできません。

○中村(岩雄)委員

小樽市歴史的風致維持向上計画は、まさに始まったばかりの取組であります。これからが本番であると思います。計画期間は10年間ですが、その間に着実に事業を進めていって成果を積み重ねていくことが市民の誇り、それから郷土への愛着につながっていくのだらうと思います。

ぜひ、小樽市におかれましては、市民の皆さん、それから関係団体などの皆さんと共にしっかりと計画を推進していただくことを期待いたします。

次に、住民主体のオーバーツーリズム対策についてです。

これも代表質問からですが、本会議での御答弁を通じて、オーバーツーリズム対策について市として住民主体を踏まえた様々な取組を進めていただいていることが分かりました。町内会との意見交換による実態把握や迷惑行為防止の啓発、さらには警備員の配置箇所拡大など、住民の生活環境を守るための工夫が具体的に講じられている点については大変心強く、その対応に感謝を申し上げたいと思います。また、観光の意義や効果を住民に伝えるための取組も進められているということでした。観光と地域が共に歩む上で、大変重要であると考えます。

その上で、今後さらに効果を高めて持続可能な観光につなげていくために、幾つか質問させていただきたいと思います。

まず、本年8月に関係町内会と意見交換を実施した旨の御答弁いただきましたが、意見交換の中で、どんな意見が寄せられたのか、お示してください。

○(産業港湾)観光振興室津田主幹

意見交換の中で町内会から寄せられた意見につきましては、例えばレンタカーを利用した観光客や白タクが、冬期間に駐車禁止エリアに路上駐車を行うせいで車の通行に支障が出ていることや、観光客が私有地に侵入し、民家

の外階段に座り込むなどの迷惑行為があることなどの課題が寄せられました。

一方で、観光客が多く来てくれているおかげで、地域の飲食店などが潤ってプラスの効果も大きいという観光客を歓迎する御意見も寄せられたところです。

○中村(岩雄)委員

次に、迷惑行為防止の啓発について、マナー啓発のためのポスター掲示や船見坂への警備員配置などに加えて、今年さらに対策を強化する旨の御答弁をいただきました。

マナー啓発のポスターについては、私も船見坂などに掲示されているのを拝見いたしましたけれども、このような啓発ポスターを、例えば町内会に配布するなどして迷惑行為に悩んでいる地域住民の皆さんにも御利用いただくことで、より効果的な啓発につながるのではないかと考えますが、御見解をお伺いします。

○(産業港湾)観光振興室津田主幹

啓発ポスターの配布につきましては、これまで希望する町内会に対しまして配布を実施してきております。

また、先ほど御説明いたしました8月の意見交換の場におきましても、ポスターの配布について周知を行っておりまして、引き続き町内会と連携しながら課題解決につながるようポスター配布に努めてまいりたいと考えております。

○中村(岩雄)委員

次に、住民の理解促進に関する取組について、観光が地域にもたらす恩恵を見える化して紹介する取組についてお聞きいたしましたけれども、見える化は具体的にどのようなイメージをされているのでしょうか、お聞かせください。

○(産業港湾)観光振興室津田主幹

観光の恩恵の見える化につきましては、観光消費額などの具体的な数字を用いて経済的な効果をお示しするほか、例えば関係者へのインタビューを掲載するなどして、観光が地域にもたらす恩恵を市民の皆さんに実感いただけるような内容としたいと考えております。

○中村(岩雄)委員

次に、小樽市のオーバーツーリズム対策のビジョンについてもお聞きしましたが、対策計画における本市の目指す姿である観光がもたらす恩恵と市民の安心・快適な暮らしの両立による持続可能な観光づくりを目指す上で、目標とする指標はあるのでしょうか、お聞かせください。

○(産業港湾)観光振興室津田主幹

目標とする指標につきましては、対策計画におきまして、観光都市であることに魅力や活力を感じている市民の割合を、2027年度に50%超とすることを目標としております。

○中村(岩雄)委員

この目標を目指して、対策計画に基づいて官民一体となって様々な取組が展開されるものと承知しておりますけれども、計画に上がっている取組に加えて、小樽市内において今年度新たに実施が予定されている取組がありましたら、把握されている範囲で結構ですので、市が実施する取組以外も含めてお聞かせいただければと思います。

○(産業港湾)観光振興室津田主幹

今年度新たに実施する取組につきましては、小樽市オーバーツーリズム対策連絡協議会の構成員である国土交通省北海道運輸局が、小樽市内において二つの実証事業を実施していただけると伺っております。

一つ目は、冬期間の祝津パノラマ展望台周辺の道路において、冬期間に路面の凍結により車と人が接触するおそれがあるという課題を受けて、来年2月に展望台で有料イベントを開催するとともに、観光客の皆さんに専用のシャトルバスやスノーシューでの移動を促すことで、徒歩移動を抑制して事故防止につなげる実験を行うものです。

二つ目の事業といたしまして、ピクトグラムを活用したマナー啓発の事業として、本市へ向かうJRの車内にマ

ナー啓発のピクトグラムを掲示することで、本市に到着する前から観光客に対してマナーの周知を行う事業となっております。

実証事業を実施する北海道運輸局は、これまで本市に何度も足をお運びいただきまして、実際に現場を見た上で課題感を持って事業を計画していただいております。国がこうして本市のオーバーツーリズム対策に積極的、主体的に取り組んでいただけることは、本市としても大変ありがたいことと認識しておりますので、市としても効果的な事業となるように観光庁、そして北海道運輸局ともしっかりと連携してまいりたいと考えております。

○中村(岩雄)委員

観光は小樽市の誇りであります。地域の魅力を未来へと受け継ぐ、かけがえのない資源であると思います。その力を真に生かしていくためには、市民が安心して暮らせる生活環境と観光の発展との調和が欠かせないと思います。住民と観光客が互いに心地よく過ごせるまちを築いていくことこそ、持続可能な観光都市としての小樽市の価値と誇りをさらに高める道であろうと考えます。その実現には、行政と地域が一体となり、共に課題を乗り越えながら未来に誇れる小樽市の姿を描いていくことが必要だと思っております。

今後も、小樽市ならではの魅力を守り育て、そして市民と観光客が共に笑顔になれる観光都市の実現をしていただきたいと思っております。

◎防災について

次に、防災について伺います。

防災についても、市長から御答弁などいただいたわけですが、その中で特にもう一度お聞きしたいのは、担当も大変頑張っていたというのが分かったわけですが、本年4月1日現在の本市の自主防災組織活動カバー率が、昨年の44.2%から68.9%まで大きく向上したということをお聞きしましたけれども、大変努力されたのだと思っておりますが、その理由をお聞かせください。

○(総務)災害対策室安藤主幹

本年4月1日現在の本市の自主防災活動カバー率が、昨年の44.2%から68.9%まで向上した理由につきましては、自主防災組織の役割や重要性などについて、総連合町会を通じて各町内会に説明するとともに、防災講話や防災訓練など機会あるごとに周知を行っており、こうした取組が活動カバー率の向上につながったほか、小樽市総連合町会からいただいた各町内会等の組織や、活動に関わる最新の情報提供内容を精査し、68.9%という数値で消防庁に報告したものであります。

○中村(岩雄)委員

これも各委員からの質問がありますが、地域における防災リーダーを確保する観点から、北海道防災マスターを確保するための具体的な方策を示していただきたいと思っております。

○(総務)災害対策室安藤主幹

地域における防災リーダー確保の観点から、北海道防災マスターを確保するための具体的な方策につきましては、北海道が毎年、各振興局に会場を設定し実施している、北海道地域防災マスター認定研修会の本年度の開催案内がありましたので、既に本市ホームページ上で公開しており、今後、各種SNSやFMおたるなどでも市民周知を図りたいと考えておりますが、来年度以降は、小樽市内でも北海道地域防災マスター認定研修会を実施できないかについて、同研修会を所管する後志総合振興局とも検討を進めてまいりたいと考えております。

◎小樽市文化祭の活性化について

次に、教育についてです。

まず、小樽市文化祭の活性化についてお尋ねしました。これについてももう少し詳しく聞いていきたいと思っております。今年の出品数、入場者数の見込みはどのような感触でしょうか。

○(教育)生涯学習課長

今年度の文化祭につきましては、9月25日から開催予定となっております、今、準備を進めております。今の段階では、具体的な数値見込みについては申し上げることができないのですが、昨年以上の入場や出品者数となるように周知・啓発に努めてまいります。

○中村(岩雄)委員

小樽市文化団体協議会が中心となって組織している小樽市文化祭実行委員会を構成している団体名をお聞かせいただきたい。

それから、来場者へのアンケート調査や運営団体による意見交換を実施しているということです。これらを次期開催時に反映するように努めているという御答弁でした。主なものでいいのですけれども、調査の内容、項目、その結果はどうだったのか、もし分かるのであれば直近の数字もお聞かせください。

それから、意見交換なのですが、主に具体的な意見はどういうものがあつたのか、内容についてお聞かせいただきたい。

さらに、次期開催時に反映するように努めているということなのですから、具体例で何かありましたらお聞かせください。

○(教育)生涯学習課長

文化祭実行委員会の構成ですが、数十ありますので具体的な団体名を全て申し上げることは省略させていただきますが、小樽市文化団体協議会の加盟団体や、公募展の運営団体である美術展覧会運営委員会、書道市展運営委員会などで構成されております。

また、直近のアンケートの項目と結果につきましては、アンケートの項目としましては文化祭を知った媒体や御覧になった感想などをお聞きしています。昨年度に行った結果で見ますと、全体としては美術館改修したもので37件ありまして、そのうち文化祭を知った媒体としては、ポスターやチラシなどが11件で一番多く、あと御感想などは、とてもよいが14件、よいが20件で、とても好印象をいただいていると。あと自由記載の欄でも、作品の力強さを感じてすごくよかったという講評をいただいております。

また、実行委員会でどのような意見が出たのかですが、例えば1階と2階で公募展を行っているものがあるのですが、1階には人が行くのだけれども、2階にはなかなか人が行かないという、来場者が少ないといった課題があることが意見の中で述べられております。

そして、次期に反映することはどのようなものがあるか例示ということですが、先ほど申し上げた1階と2階で人数が変わっている課題につきまして、1階でも2階へ誘導するようなお声かけをしようですか、表示を増やしていくような取組について対応していこうということで声は上がっております。

○中村(岩雄)委員

次に、若年層の参加を促すためにいろいろお聞きしたのですが、例えば、美術や写真、書道を展示する各団体から市内の高校に対して出品の依頼を行っているほか、華道、合同華展では中学校部活動の華道部と連携し、さきの展示を行っているということなのですが、この辺をもう少し具体的にお聞かせいただきたいと思います。

○(教育)生涯学習課長

合同華展の中学校の華道部ですが、拠点校方式の部活動の一つとして華道部の活動を実施しております。この指導を華道家元池坊小樽支部が行っておりまして、合同華展の出品団体でもあり、昨年、出品作品の一つとして展示していただいた経緯がございます。

○中村(岩雄)委員

今年度から小・中学生の来場を促進するために保護者向け連絡ツールの活用ということなのですが、具体的にお聞かせください。

○(教育)生涯学習課長

小樽市文化祭に親子で御覧いただくことによって、参加機会の拡大も図ってまいりたいと考えておりますことから、文化祭のチラシをPDF化しまして、学校を通じて各保護者への連絡ツールで周知を図ってまいりたいと考えているものでございます。

○中村(岩雄)委員

小樽ユース展における新ジャンルの導入について、運営委員会と協議してまいりたいということなのですが、協議の内容についてのお考えをお聞かせください。

○(教育)生涯学習課長

協議の内容ですが、例えば新たなジャンルについて出品の申出や御相談がありましたら、運営団体である美術展覧会運営委員会において、受入れについて御検討いただくという形になるかと考えております。

○中村(岩雄)委員

次に、新企画の導入についてですけれども、実行委員会と協議してまいりたいということなのですが、協議内容についてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○(教育)生涯学習課長

新たな企画につきましては、他都市の取組ですとか、どのようなことがあるのかを調査・研究するのはもちろんですけれども、そういう情報につきまして、実行委員に委員からも御提案のあったことにつきましては、お示しする中で協議する流れになってまいろうかと思えます。

○中村(岩雄)委員

財源確保のことは現状どうなっているのか。十分でしょうか、大丈夫でしょうか、お聞かせください。

○(教育)生涯学習課長

文化祭実行委員会としての収支につきましては、これまでも過不足がないような推移をしております。今後も市内企業等の協力をお願いしながら、財源確保を図ってまいりたいと考えております。

○中村(岩雄)委員

若年層の参加促進、ジャンルの多様化、民間との協働などもあると思えますけれども、今後の取組への意気込みをぜひ聞かせてください。

○(教育)生涯学習課長

本答弁の繰り返しにはなりますが、例年1か月以上にわたりまして開催している小樽市文化祭ですが、市民による多様な文化・芸術の鑑賞や創作発表の機会として、秋の恒例事業としまして、もう70年以上にわたる長い間、多くの市民の皆さんに親しまれております。

今後もこの伝統を維持しつつも、さらに市民に親しまれる文化祭となりますよう、周知・啓発はもちろんのこと、様々な御意見をいただいておりますので、実行委員会にもお示しして、協議してまいりたいと考えております。

○中村(岩雄)委員

ぜひ活性化に向けて、小樽港は経済の分野もそうですけれども、文化も進取の気風ということでこれまで長くやってきたと思いますので、そういう小樽市の伝統も考えながら頑張っていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

◎教育現場における盗撮・性犯罪対策の強化について

次に、教育現場における盗撮・性犯罪対策の強化についてです。

その中で、兵庫県の手引を参考活用することについてお聞きしたわけです。御答弁いただいたのですけれども、実際にこれをどのように行っていくのか、お聞かせください。

○(教育)学校教育支援室菊野主幹

委員から御指摘があった性暴力被害に係る対応の手引を小・中学校へ情報提供する方法につきましては、今後、市教委と小・中学校の代表校長との打合せ、協議の場で配付いたしまして、概要を説明するなどして情報提供してまいりたいと考えております。

○中村(岩雄)委員

広い枠組みをつくる必要があるのではないかと聞いていたわけですが、今回、調査・検査の専門家にも入っていただくことが私は大事だと思っております。今回、貴重な提言書まで提出していただいておりますので、ぜひとも専門性を盗撮防止に役立ててほしいと、私からのお願いです。

校長会で現地調査のデモンストレーションを教育委員会の現場でやっていただきました。今後、校長会の代表ですとか、あるいは小樽市PTA連合会の方を対象にして、どこかの学校でもぜひデモンストレーションをやっていただくことがよろしいのではないかとと思うのですが、この辺の検討についてお聞かせいただきたいと思っております。

○(教育)教育総務課長

今、委員からお話のございました現地調査の方法を見ていただくということにつきましては、実際に学校で点検作業を行う際の参考になるものと考えておりますので、対象をどうするか、どういう形でやるかなども含めて、こういう機会を設けることについて今後、検討してまいりたいと考えております。

○中村(岩雄)委員

提言書の内容についてなのですが、道教委、それから札幌市立琴似小学校にも提出されております。この調査・検査のノウハウを持っているのは、一般社団法人北海道探偵防犯業連合会の方々のほかにはないのです。私も拝見して、調査・検査の専門家の意見・提言として大変貴重で、有効なものだと思います。

今後におきましても、学校での検査・調査のデモンストレーションの実施、第三者委員会をつくらなければならないような場面があるとすれば、ぜひしっかりと連携していただきたいと思っております。

○(教育)教育総務課長

今お話のございました提言書の内容と専門家との連携などにつきましては、本会議の答弁で教育長からも答弁させていただきましたが、今後、私どもの取組を、現状としては文部科学省や道教委からの通知に基づいて取組を行っているところではございますが、現在の取組状況、今後の取組を検討していく中で、そういったものも参考にさせていただきながらと考えているところでございます。

○委員長

みらいの質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時27分

再開 午後2時50分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党に移します。

○白川委員

◎子供の看護休暇の運用改善について

子供の看護休暇の運用改善についてお伺いしたいと思います。

本市において、子育て世代の女性が安心して働き続けられる環境づくりは、人口減少対策や地域の持続性の観点から極めて重要ではないかと思うのですが、考えをお聞かせいただけますでしょうか。

○(総合政策) 企画政策室渡邊主幹

子育てしながら安心して働けるような環境づくりにつきましては、人口減少対策や持続可能なまちづくりのため、重要であると考えてございまして、保育サービスの充実、男女共同参画の推進、女性の就業促進などに取り組んでいるところでございます。

また、市内の経済団体等と小樽市のまちづくりについて意見交換を行う小樽スクラムミーティングを定期的で開催してございますが、今回の会議において、女性に選ばれる職場づくりについてをテーマとして意見交換を行う予定となっております。

○白川委員

現在、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に基づいて、小学校3年生終了までの子供を養育する労働者には、看護休暇の取得が認められているのですが、市内の一部企業では、子供の看護休暇を年次有給休暇と同じように扱って、実質的に有給休暇の消化として運用されている事例が見受けられています。

市では、こういった事例を抑えていらっしゃいましたでしょうか。

○(産業港湾) 商業労政課長

市ではそういった把握はしてございません。

○白川委員

一方で、小樽市役所における子供の看護休暇の取得状況と、制度の適切な運用がなされているのかについて、現状どのように把握しているのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○(総務) 職員課長

市役所における状況ということで、本市の正規職員の令和5年度、令和6年度の取得状況をお知らせいたします。令和5年度の取得人数が全員で165名で、総取得日数が655日と3時間で、1人当たり単純平均で3.9日程度。令和6年度の取得人数が254名で、総取得日数942日と6時間、1人当たり単純平均で3.7日程度です。

今お知らせした数値だけで適切かどうかを判断というか、何とも言えない部分もあるのですが、実は令和6年度から、道内の主要市なども、看護休暇の対象となる子供の年齢を拡大していることもあって、もともと小学校就学前までの子供だったものが中学校就学前と本市でも拡大しているのです。

今、令和6年度の人数が1.5倍ぐらいに増えたとお知らせしたのですが、それで取得人数が増えた理由として考えられます。そういう制度を拡充させたことが職員にも周知されて、取っている職員が増えたこともあるので、そういう意味では、おおむね適切に運用はされているとは考えています。

○白川委員

市役所では問題はないだろうということが分かりました。

子供の看護休暇制度は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に基づく法定の労働者の権利であって、企業はこれを制度として整備して適切に運用する義務があるということです。

しかし、現場である一部の企業では制度そのものが整備されていないケースや、先ほど挙げた年次有給休暇と混同してしまうケース、それと、そもそも取得しづらい雰囲気などの課題が考えられますが、制度と現場の乖離についてどのように思われているか、お聞かせいただけますでしょうか。

○(産業港湾) 商業労政課長

そうした実態につきまして市では把握していないのですが、法律で制度化されている以上、義務付されているので、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

また、人手不足の中、求職者から選ばれる企業になるためにも、雰囲気づくり等も含め、しっかり取り組んでいただきたいと考えてございます。

○白川委員

次に、小樽市内での育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に基づく子供の看護休暇制度について、企業が適切に運用しているかどうか、これまでアンケートなどを通じた実態把握等をされたことはありますでしょうか。

○(産業港湾) 商業労政課長

これまで市でアンケート調査等を行ってはいません。

○白川委員

今後についてはどうでしょうか。

○(産業港湾) 商業労政課長

今後につきましては、今、検討中ではございますが、労働実態調査の中で子供の看護休暇について調査項目に含めることを検討しております。

○白川委員

次に、子供の看護休暇取得の対象となる母親層について、推計で構いませんので、市民で何名ほどいるのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○(生活環境) 戸籍住民課長

子供の看護休暇取得の対象となる母親層の人数の抽出は困難ですが、小樽市内に住民票を持つ小学校3年生以下の子供がいる世帯数について申し上げますと2,835世帯であります。

○白川委員

私も調べてみたのですが、本市での子育て世代とされる女性の就労状況について推計したのですが、令和7年7月末時点の小樽市住民基本台帳人口年齢構成表の女性の生産年齢人口は、25歳から44歳の合計で7,740人となっていて、25歳から44歳の女性の就業率について総務省の労働力調査によれば、令和6年度時点の全国平均で約77.2%ありまして、北海道はこれより二、三ポイント低い傾向があることから、北海道での就業率が約75%だとしたら、本市では約5,800人の子育て世代の女性が就労中であることが考えられると。

そこから、子供の看護休暇の取得対象となる小学校3年生以下の子供を持つ母親の数が、小樽市の住民基本台帳の人口年齢構成表の年少人口ゼロ歳から9歳までの合計で4,479人いるのですが、兄弟構成を考慮した1家庭当たりの対象児童数となる1.6人で割り返せば、約2,800人の母親層が子供の看護休暇取得の対象となると考えられるということで、結構近い数字が出ていると思いました。

これは、市内に居住しながら市外の企業に勤めている方とか、市外から市内に通勤してくる方もいらっしゃるのので一概には言えないのですが、市民の中にはこれだけの方が困る可能性があると考えられますし、中には実際に困っている方もいるということです。

母親層が安心して働きながら子供を育てられる環境を整備していくことが市民満足度にもつながって、子育てしやすいまちの特色の一つとなれば、新たな子育て世代の転入の可能性も広がると思うのですが、見解をお聞かせいただけますでしょうか。

○(総合政策) 企画政策室渡邊主幹

子育て環境につきましては、居住地を検討する上での一つの判断材料とする世帯もございますので、安心して働きながら子育てできるような環境づくりにつきましては、人口減少対策に寄与するものと考えてございます。

○白川委員

次に、本来、看護休暇は子供の病気やけがへの対応を支援するための制度であって、有給休暇とは別枠で取得で

きることが制度趣旨に沿った運用であると考えます。

本市として、市内の企業に対して看護休暇を有給休暇とは別枠で取得できるように促すようなガイドラインの策定や、制度運用の改善に向けた働きかけを行う考えはあるでしょうか。

また、中小企業へのモデル規則の提供や相談体制の強化を進めたほうがいいのではないかと考えるのですけれども、見解をお聞かせください。

○(産業港湾) 商業労政課長

子供の看護休暇の拡充につきましては、国の制度でもございますので、市でガイドライン等を作成することは考えていないのですが、市では6月に公開いたしました小樽ジョブナビにおきまして、福利厚生が充実した企業については魅力キーワードによって発信できるようにしておりますので、このホームページを通じて、市内企業の福利厚生の充実を促してまいりたいと考えております。

○白川委員

そういった取組はすごく大事だと思いますので、続けていっていただきたいと思います。

私は、もう一個先で思っている部分があって、子供の看護休暇制度については企業が適切に運用する義務がありますので、適切に運用していただいて当たり前という前提があると思うのですが、実際はそうでない現実もある中で、子供の看護休暇制度の適切な運用を含めた子育て世代の女性が働きやすい環境づくりを頑張っている企業が増えるように、促進策として市独自の認定制度や表彰制度の導入を検討してもいいのではないかと考えております。

認定や表彰された企業には、広報の支援を提供するなどのインセンティブのようなものがあるとさらに魅力的なのではないかと考えるのですけれども、市独自の認定制度や表彰制度の導入の検討について見解をお聞かせいただけますでしょうか。

○(産業港湾) 商業労政課長

現時点では、市の独自の表彰ですとか認定制度までは考えていないのですが、先ほど申し上げましたとおり、小樽ジョブナビでは福利厚生の充実を魅力のキーワードとしてPRしてございます。今後、福利厚生が充実した企業、また特色のある取組を行っている企業については、ホームページを活用して、より分かりやすくPRできる工夫ができないか考えてみたいと思っております。

○白川委員

私はここで1点、注意として述べておきたいのですけれども、子供の看護をすることが女性の役割ではないというのを御承知おきいただきたいと思います。

◎街路防犯灯設置費補助金制度について

続いて、街路防犯灯設置費補助金制度についてお伺いしたいと思います。

街路防犯灯設置費補助金制度について、令和5年第3回定例会で議論した中で、助成費用と補助率アップについて伺いまして、今年度から新制度実施のスケジュールで動いているかと思っております。

この制度の変更内容について、改めてお聞かせいただけますでしょうか。

○(建設) 庶務課長

令和7年度から街路防犯灯助成制度が変更となり、その変更内容ですが、まず、補助率は変わらず設置費、撤去費の2分の1または限度額。その限度額ですが、LED灯の新設及び更新、LED灯への改良は1万6,000円から3万2,000円、水銀灯からLED灯への交換は7,000円から3万2,000円、支柱の新設・更新・補修は1万8,000円から5万6,000円、令和7年度から新たに設けた項目として、LED灯及び支柱の撤去は頭部のみは1万7,000円、頭部と支柱が一緒の場合は5万2,000円、LED灯の移設は2万7,000円へと変更しております。

○白川委員

今年3月下旬に、町内会等の団体に新制度を周知されていると思いますが、周知した内容についてお聞かせいた

だけですでしょうか。

○(建設)庶務課長

町内会等へ周知した内容ですが、先ほど申し上げたとおり、今回の変更、令和7年度からの制度の内容及び申請の受付期間や募集期間を案内してございます。

○白川委員

その際に、相手側から質問や意見等はありませんでしょうか。もしあったらどういった内容なのかお知らせいただいて、併せてどういった答弁をされて、納得された形で終わったのかどうか、お聞かせいただけますでしょうか。

○(建設)庶務課長

設置者への周知後、町内会側から届いた意見ですが、この制度は来年度以降も継続されるのか、現在、申請期間が5月までとなっているが、申請期間を延長してほしいといった御意見をいただいております。この制度は、来年度以降も継続されるのかにつきましては、市としても今後、継続していく旨を説明し、また、申請期限を延長してほしい旨につきましては、この御意見の背景には急に電灯が切れた場合、交換が翌年度になるという懸念があるという部分も踏まえまして、急に電灯がつかなくなった場合につきましては、申請期限に縛られず申請を受け付ける対応を行っていることから、申請期限は現状のままで行っていく旨を説明させていただいたところでございます。

○白川委員

新制度の運用の流れについて、通常の新設や更新を5月受付、それ以外の緊急対応は随時受付となっているのですけれども、どういう申請方法でどのように補助金が支払われるのか、一連の流れについてお聞かせください。

○(建設)庶務課長

助成金の申請から助成金の支払いまでの流れについてですが、助成金の交付に当たり、まず、町内会等からの設置者から、市に対し、街路防犯灯設置費助成金交付申請書とともに申請書に必要な書類を提出していただきます。市は申請書を受付した後、担当者が申請要件に合致しているかの確認とともに現場の確認を行います。その後、市は申請要件を満たしていれば街路防犯灯設置費助成金交付確定額通知書を設置者に送付いたします。その後、設置者において設置工事を進めていただき、設置工事が完了しましたら、市に対し、街路防犯灯設置工事完了届を提出していただきます。その後、再度市において現地を確認し、設置者に対し、街路防犯灯設置費助成金交付確定額通知書を送付いたします。

設置者は、この確定額通知書を受け、市に対し、請求書を提出していただくこととなっております。その後、請求書の提出を受け、市では設置者が指定する口座へ助成金を振り込むという流れとなっております。

○白川委員

次に、随時受付している緊急対応とはどういった状態で対応するのか、具体的にお聞かせください。

○(建設)庶務課長

緊急対応とは、何らかの事象により急に電灯が切れたなど、緊急的な対応が必要とされる場合のことを指しております。これにつきましては、申請期間が5月までという縛りに限らず申請を受け付けて対応しております。

○白川委員

今回、令和7年度の運用が始まって、LED灯の更新についてこれまでに申請がどのぐらい来ていて、現状で何灯許可されて、全体の何%を占めているのか、お聞かせください。また、それが当初の想定に対してどうなのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○(建設)庶務課長

令和7年度の申請件数ですが、19町内会から132灯の新設・更新等の申請を受け付けております。受け付けた申請書に対し、市では、現在、19町内会、86灯の街路防犯灯設置費助成金交付確定額通知書を出しており、全体としての割合は65.2%となっております。

なお、交付決定されていない46灯につきましては、今定例会での補正予算の議決後に、街路防犯灯設置費助成金交付決定書を出したいと考えております。

また、当初想定したものに對しどうだったのかにつきましては、令和7年度の予算では、LED灯の更新・新設・改良として50灯分、支柱の新設・更新・補修として10灯分、LED灯及び支柱の撤去として1件分、LED灯の移設として1件分の予算を組んでいたところでございますが、令和7年度の申請を受け付けた結果、想定を上回る灯数の申請があったものであります。

○白川委員

今回の街路防犯灯の更新について、申請をキャンセルしたという市民とお話しする機会がありました。伺ってみたら、事前に更新する台数を申請することとなっているのですけれども、まだ使えているものもまとめて更新しなければいけないと。LED灯が切れたら都度交換するという感覚でいたので、そうではなかったということもあって、補助金は出るもののまだ使えるものを交換するのは多額の費用がかかるので、今回は見送ることにしたというお話がありました。

このたびの新制度の運用の流れについては、事業目的である街路防犯灯を設置する団体もしくは個人に対して、助成金を交付することで費用負担を軽減し、夜間における治安の維持及び交通の安全を働きかけることを目的とする中で、まだ使えるものに対しても交換を促して費用をかけさせてしまうという、矛盾と感じられてしまうような感覚に陥ってしまうのではないかと。もったいないという声に対して、この交換の方法について市ではどのように考えていらっしゃるのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○(建設) 庶務課長

町内会等が街路防犯灯の更新計画を立てる際の考え方につきましては、町内会の規模や資金の面など、町内会において様々な御事情があると思われまますので、市としてこのように計画を立ててくださるとは申し上げられませんが、考え方としては3点ほどございまして、今年度は何年に設置したものを更新する、一定程度の照度から低下したものを更新する、電気が切れたら更新するという考えがあるかと思われまます。

まず、今年度は何年に設置したものを更新するとした場合、前回設置者が管理する台帳などを基に、機械的に計画を立てるとあまり手間がかからないのではないかと考えまます、先ほども言ったとおり、まだ照度が保たれているのに更新してしまうのはもったいないと思われることもあります。

次に、一定程度の照度から低下したら更新するとした場合、街路防犯灯を更新していく際に最も効果的に更新を進めていけるとは思いますが、照度計を購入などし、個々またはエリア内で基準としている街路灯の照度を計測しなければならず、設置者の方々には大変な負担をおかけすることになります。

次に、電気が切れたら更新するとした場合、電灯が切れていれば一目で分かりますので計画を立てる必要はありませんが、その都度、市に対し助成金の申請をしなければならないということで、設置者の方々に負担をかけることとなります。また、電灯を発注してもすぐに納品されず、その間、電灯が切れてしまうこともあります。

このようなことを参考に考えていただきながら、設置者においては更新計画を考えていただければと考えております。

○白川委員

そういった考え方が各町内会にもしっかりと浸透して行って、これからも引き合いは強くなっている部分は続いていくのかとも思いまますので、一番は夜間でも安心できる環境の継続であると思いまますので、引き続き町内会側と連携して、滞りなく更新が進んでいけるようお願いできればと思いまますので、よろしくお願ひいたします。

○横尾委員

◎ウイングベイ小樽1番街4階の活用について

まず、ウイングベイ小樽1番街4階の活用から質問させていただきたいと思います。

一般質問の中でも質問させていただきました、この1番街4階のフロアの活用について、どのような体制で検討を進めて、どのような取組を実施してきたのかということで、ウエルネスタウン構想と連携した観点から福祉保険部が窓口になっていると。そして、移転した関連部が定期的集まって検討を行っているということ、そして、イベントを9月7日に共生フェスを行って、市も共催という形で参画したとお話を聞きました。

私が聞きたかったのは、利活用について、いわゆるフロアの真ん中の部分で、もちろんイベントで活用することもそうなのですが、常時どういった形で活用するのかという部分の取組というか、検討状況も一応確認しておきたいと思ったのです。常時活用する場所としての取組の検討状況、実際の取組、そして効果みたいなものがあればお聞かせください。

○(福祉保険)福祉総合相談室上野主幹

現在、具体的な協議までは至っていないのですが、まず、福祉保険部としましては、多世代が集えるような居場所づくり、また、相談支援機能を持ったサテライト的な総合窓口を設置できないかは検討しているところであります。

また、こちらのフロアは保健所、小樽市総合福祉センター、小樽市勤労女性センターなど複数の機能が集まっているところでありますので、関連部と協議、検討を進めているところなのですが、一つの案として施設利用者の健康増進に寄与するような取組も検討を進めていければとは考えているところであります。

○横尾委員

体制について、移転してきた関連部が集まるのですが、それぞれ長が各部長を中心にいらっしゃるので、福祉保険部で考えた案がそのままつながらないという部分はあるのかと。こちらの部はいいと言うけれども、こちらの部では駄目だと言うと、そこをまたぐものとか、否定するものがないとか、検討するところがないというのがよくあるところでは。

その中で、複合施設では関連部が定期的集まるのはすごく大事なことで、常に情報交換をする、そして意思統一していくのは非常に大事だと思います。

今、福祉保険部が窓口になってやっていますけれども、この体制でしっかりと私たちが言わせていただいていること、そして子供から高齢者まで幅広い世代が集う多世代共生の拠点となり得る場所を進めていただくことはできるのか、確認させてください。

○(福祉保険)福祉総合相談室上野主幹

繰り返しになりますが、現在は窓口として福祉保険部が調整等を行っているところではございます。今後、新たな事業展開などによっては、やはり改めて全庁的な枠組みが必要となるという場合もあり得るかとは思っています。その際には、体制を含めまして改めて検討を進めていくのかとは考えております。

○横尾委員

改めてなのですが、やはり用事がなくても来るのが商業施設のいいところかと思っています。今、お聞きしたところ、健康に関するものといった興味・関心がある方が来られるという部分ではありましたが、そういったものに関心がなくても、たまたま来たらそういったものをやっているとか、人が通る、にぎわいのある場所という観点もぜひ検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室上野主幹

先日、共生フェスということで、ウイングベイ小樽1番街4階フロアを特設会場としてイベントを行ったところでもあります。その際に多くの方に来ていただきまして、健康相談の体験といったことにも関わっていただきました。

また、小さな子供が電動車椅子の体験をしたりといったことでもにぎわいがありました。やはりそういった観点も考えながら、フロア全体の利活用を考えていかなければいけないとは思っております。

○横尾委員

いろいろ柔軟な発想で、必要であればいろいろな体制も検討していただいて、ぜひよりよい施設にしていきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

◎今後の公共施設の在り方について

続きまして、今後の公共施設の在り方についてお聞きしたいと思います。

小樽市公共施設長寿命化計画の話をしていただいて、令和7年度から見直しの検討を始めているというお話もいただきました。

その中で、計画の見直し範囲については第1期の計画の中間的な見直しであることから、計画全体に大きな変更が必要になるものとは考えていないとの答弁をいただきましたが、第1期計画の中間的な見直しだから、大きな変更とならないという理由なのか。それとも、この見直しの検討を行っている中で大きな見直しがない見通しという話なのか。

第1期の計画の中間的な見直しだからという理由をつけると、大きな見直しを実際にはできないのかと思うのですが、これが理由なのか、検討した中でそういった結果になりそうな話なのか、お聞かせください。

○(財政) 藤本主幹

今、横尾委員から御指摘のありましたとおり、小樽市公共施設長寿命化計画におきましては、PDCAサイクルによりまして5年サイクルと10年サイクルと2種類の見直しが規定されておりまして、本年は計画策定から5年目でありますので、見直し作業を進めておりまして、第1期計画前半の実施状況につきまして、総務常任委員会で報告を予定しているところでございました。

一般質問では、第1期計画の中間的な見直しにおきましては計画の大枠である計画期間、対象範囲、基本方針などの計画の方向性が大きく変更するものではないという趣旨で、大きな変更はないということで答弁したところでございます。その上で、小樽市公共施設長寿命化計画の中の施設別の対策やロードマップ、整備時期などを書いた部分の見直しにつきましては変更が必要だと考えておりまして、現在その作業を進めている状況でございます。

御質問のところなのですが、そういった作業の進め方でございますので、現状におきましては、計画の大枠を変更しなくても対応できると判断したところでございまして、第1期計画の前半の部分の点検といいますか、実施状況などを踏まえて、そのように現時点で考えているという趣旨でございます。

○横尾委員

改めて確認しますが、大きな変更はどのようなものなのか。大枠という部分をもう少し具体的に説明していただければと思います。

○(財政) 藤本主幹

先ほど説明しましたとおり、5年サイクルと10年サイクルのところでは二つの種類の改定が規定されているところです。5年サイクルは第1期計画、第2期計画、10年ごとの計画のうちの間になりますので、計画の状況は、今、書いています整備時期やスケジュールを見直すのが5年サイクルの主な役割となっております。10年サイクルの大きな変更と捉えていますのは、計画の大枠、先ほど申しました計画の期間ですとか施設の対象範囲や基本方針、こういった方針で計画を立てている、こういったところまで変更を含めて見直すということでございます。

今回は5年サイクル、先ほど言いました第1期計画の前半の実施状況なども踏まえますと、通常の5年サイクルの見直しの範囲でできるという趣旨であります。

○横尾委員

大きな変更と言われるようなもの、基本となるものは変わらないけれども、実際の実施時期や計画は変わってくるのではないかというお話かと思っておりますので、確認させていただきました。

次に、旧北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫のお話を聞かせていただきました。小樽市公共施設長寿命化計画の

対象施設には入っていないけれども、入れたらどうかを聞かせていただきましたところ、文化財や歴史的建造物に該当する施設を対象から除外としており、追加の対象とはならないということです。

なぜこれを聞いたかという、小樽市公共施設長寿命化計画の対象施設には、そのとおり読みますと、延床面積100㎡未満の建物、文化財・歴史的建造物、公営住宅、学校、スポーツ施設、公園施設、港湾施設、供給処理施設など、本計画とは別に個別施設計画を策定する施設を除いた95施設と書いてありました。

文化財、歴史的建造物でも別に個別施設計画を策定する施設を除いているとなると、北海製罐第3倉庫は個別施設計画を立てているのがあって、この文章をそのまま読むと、どこまで個別施設計画を策定する施設がかかっているのかが分からないという部分で改めて確認させていただきましたところ、市歴史的建造物であるものは、大小にかかわらず、ならないという部分ですが、計画を見ると分かりづらいと思うのですけれども、修正などはされないのでしょうか。

○(財政) 藤本主幹

御指摘の点につきまして、まず、小樽市公共施設等総合管理計画におきまして、延床100㎡未満の施設と建替えを想定していない文化財は対象外といった定義をしてございまして、それを受けまして、策定した個別施設計画である小樽市公共施設長寿命化計画で、先ほど横尾委員が読み上げましたような記述となっておりますので、個別施設計画と100平方メートル未満の施設、あるいは文化財等は別枠でつくるという立てつけになってございます。

ただ、横尾委員から御指摘がありまして、確かに「個別施設計画などの」に係る範囲が読み取りにくい部分がございますので、今後の見直しにおきまして、この部分の修正等は考えてまいりたいと思っております。

○横尾委員

歴史的建造物を外している趣旨を改めて確認させていただきたいのですが、御説明願います。

○(財政) 藤本主幹

大本になります小樽市公共施設総合管理計画や小樽市公共施設長寿命化計画、公共施設関係の計画につきましては、一般的な公共施設の更新ですとか統廃合、長寿命化を計画的に進めることを目的にしているのですが、文化財や歴史的建造物は保存または活用に主眼が置かれておりまして、建て替えや除却を想定しておりませんので、本市では計画の対象外という整理をしているところでございます。

○横尾委員

趣旨が分かればそれも納得する形になりますけれども、では、これだけの大きい施設、実際に何か個別施設計画ではないですが、保存していくに当たって何か計画が必要ではないのかという部分も意思としてはあります。長寿命化なのか、しっかり保存するに当たっては費用がかかってくる場所もあって確認させていただいたのですけれども、こういったものの考え方はどのようになっていますか。

○(財政) 藤本主幹

委員の御指摘のとおり、100平方メートル未満もありますので、計画という形がいいかどうか分かりませんが、個別施設ごとに何らかの計画を立てていくことは大切だと思っております。当然、市の財政状況、収入見込みなども勘案しながら計画的に進めてまいりたいと考えてございます。

○横尾委員

北海製罐第3倉庫については、民間の活用などを模索している段階ですので、ずっと市が所有し続けるかどうか分からないという点もありますし、不明確な部分もあります。でも、もしずっと持ち続けるとなると、かなりの費用がかかるのかと思っていますので、その辺をしっかりと考慮した上で進めていただきたいと思います。

一般質問させていただきましたけれども、小樽市にとっては、公共施設の問題はすごく大きな課題であります。市民の皆さんはもちろん、職員もそうですけれども、本当に進めていかなければ大変厳しい状況にあることはもう目に見えているというのを紹介させていただきます。

最後に、一般質問した中で、更新費用の縮減に向けての話をさせていただきましたが、整備手法の見直しや施設の統廃合を進めることが有効な対策であると考えているけれども、その実現には時間を要するものと認識している。時間を要するというのはどういうことなのか、説明してください。

○(財政) 藤本主幹

現在の物価や人件費が高騰が続いている状況を考慮しますと、更新費用の縮減に向けましては、整備手法の見直しや施設の統廃合を進めていくことが有効な対策であるということで答弁させていただきました。そのためには、本市の現状と課題について市民の皆さんと職員が共通の認識を持つといったことが重要になりますが、その共有には一定の時間を要すると考えていることをお答えしたということでございます。

○横尾委員

その辺の認識はすごくしていただいていると思いますし、5年サイクルの見直しが非常に重要なのかと思っています。その辺の市民への周知も含めてしっかりと行っていただいて、この課題は皆さんで本当に共有して進めていきたいと思っていますので、よろしくお願いたします。

◎地域学校協働本部について

地域学校協働本部について聞かせていただきたいと思います。

コミュニティ・スクールということで、学校運営協議会が設置されております。その中で、学校運営協議会の両輪ともなる地域学校協働本部があるのですけれども、今、実際にその中でできているところはないと確認しております。実際は、学校運営協議会の中で話したことを地域によって地域学校協働活動のような活動をいろいろされているのです。本来、地域学校協働本部がない、そして学校運営協議会は協議の場でしかないのですが、協議の場でしかない学校運営協議会の組織体や委員によって地域の活動を推進しているということで、なぜ地域学校協働本部がないのかと思っております。

実際としては、地域学校協働活動を進めているのですけれども、これがないことによって、予算がなかったり、違う組織の運営資金を使って活動しているという、少しいびつな状況となっているのですが、市教委として、実際に学校運営協議会で十分とお考えなのか、見解をお聞かせください。

○(教育) 生涯学習課長

市として、現在、地域コーディネーターを整備し、各学校の学校支援ボランティアの調整を行いまして、学習支援等の地域学校協働活動を行っておりますが、学校ごとに地域学校協働本部が設置されておらず、学校運営協議会との連携においては、課題があるものとは考えております。

○横尾委員

課題について聞こうと思いましたが、そういう課題があるのは確認しました。地域コーディネーターが随時、地域学校協働活動推進員に入れ替えていこうという指針も示されております。それを進めていって、地域学校協働本部には地域学校協働活動推進員が必要なので、できていないというのがあるのかと思うのですけれども、できるだけ推進員の制度活用について検討していただきたいと思うのですが、地域学校協働活動推進員を配置するための課題があればお聞かせください。

○(教育) 生涯学習課長

地域学校協働活動推進員につきまして、配置されていないことが課題とは考えておりますが、やはり地域ですとか学校の理解がまだ図られていないところが課題になっているのかとは考えております。

○横尾委員

地域学校協働活動推進員や地域学校協働本部は、学校運営協議会の中で話していても、話の中で一切、出てこないという状況です。どう活動したらいいのかも見えていない状態であるのは私も認識しております。いろいろな活動する中で聞いても、それは何という状況になっていて、周知がまだ足りないのではないかと思います。

周知不足について解消するような方策を取ることは可能でしょうか。

○(教育)生涯学習課長

学校ごとの地域学校協働本部の整備を進めるに当たりましては、地域や学校、双方の理解を進めて深めていくことですか、地域学校協働活動推進員の整備を図ることが重要だと考えておりますので、これらの点を踏まえまして、今後コミュニティ・スクールの研修会等を通じて周知してまいりたいと考えております。

○横尾委員

今、コミュニティ・スクール、学校運営協議会を通じていろいろな活動をされていますけれども、その中に防災の活動をされているところもあります。そのときに、こういったものを用意するときはどうするのだとか、どこからお金を出すのかといったことも、学校運営協議会の予算は学校運営協議会の協議をするだけのお金になりますので、そちらを使えない。でも、実際に防災の組織として地域としての活動が進んでいる。

これをしっかりと進めるためにも、地域学校協働本部は大事になると思いますので、立ち上げることができればもっと円滑になるのかと思いますので、ぜひ設置について積極的に進めていただきたいと思います。

○(教育)生涯学習課長

先ほどのお話と繰り返しにはなりますが、やはり地域や学校双方の理解を深め、地域学校協働活動推進員の整備を図るという観点を踏まえまして、我々としても今後、検討を進めてまいりたいと考えております。

○教育長

地域学校協働本部の取組についてでございますが、これまで市教委では3名の地域コーディネーターを配置しておりまして、全市的に学校の要望に応じてボランティアの派遣等の活動を行ってまいりました。今、委員がおっしゃられた各学校のそのような活動、そういう本部の設置はこれまでも課題であると認識しているところでございます。

市教委としては、まずは学校運営協議会、いわゆるコミュニティ・スクールの導入に力を注いで、全ての学校、校区で導入が完了したところでございます。コミュニティ・スクールも地域学校協働本部の設置も、単なる学校の教育活動を支援する、応援するというだけではなくて、やはり学校を核とした地域づくりを目指して、地域と学校がパートナーとして連携協働を行うことがやはり目的であると感じておりますので、そういう目的や意義をしっかりと地域住民の皆さんにも分かってもらう、それから、学校の教職員にも理解してもらう。今後そういう研修の場を用いながら、希望する校区や学校がありましたら、地域学校協働活動推進員の配置なども含めまして検討してまいりたいと考えているところでございます。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

立憲・市民連合に移します。

○高橋委員

◎特定利用港湾について

特定利用港湾に関してです。

本会議でも様々な議論はありましたが、懸念もまだ残されているので、整理しながらお聞きしていきたいと思っております。

まず、本年7月24日、内閣官房、国土交通省、防衛省の連名による依頼文書が本市に対して届けられました。その内容は、令和4年12月16日に閣議決定された国家安全保障戦略に基づき、「総合的な防衛体制の強化に資するた

めの公共インフラ整備」に関して、小樽港を自衛隊や海上保安庁が円滑に利用できるよう、国と小樽市との間で枠組みを確認したいというものであります。

この依頼は、一見すると簡潔な行政協力の要請のように見えるのですが、この文言の背後には我が国の在り方に大きく影響する安全保障政策、港湾法上の制度、そして何よりも憲法が保障する地方自治の本旨という重く複雑な要素が絡み合っていると認識しています。

歴史的に商業港、観光港として発展し、市民の暮らしとともにあった平和な小樽港が将来的に軍事利用の拠点となり、有事の際には攻撃の対象となるリスクを背負うことになるのではないかと、市民の方々からこうした切実な不安の声ですとか、国からの説明が不十分で制度そのものが不明瞭であることへの強い疑念の声が寄せられています。地方自治体として市民の生命、財産、そして地域の平和と繁栄を守るという責務を負う本市が、その将来を左右しかねない重大な判断を下すに当たって、あらゆる角度から論点を洗い出して、主体的な意思を明確にする必要があると考えます。

そこで、本日はこの問題に関する本市の基本的な認識と今後の対応について、市長並びに関係部局の明確かつ誠実な御答弁を求める次第であります。

まず、国から提示された依頼文書そのものについて、解釈をめぐる根本的な点から伺ってまいります。

依頼文書における確認という表現について、文書では「国と市との間で枠組みを確認する」と記されていますが、この確認という言葉は非常に多義的でありまして、表現としては曖昧です。

これは法的な拘束力を伴う同意や協定と同義であるのか、単なる情報共有や意思疎通のレベルにとどまるものかという解釈一つで、本市の将来への責任の重さが全く異なってしまうことになります。本市はこの確認という行為を法的、行政的にどのような位置づけのものと解釈しているのか、明確なお答えを求めます。

○（産業港湾）港湾業務課長

確認という行為の位置づけについての解釈ですが、国と小樽市の間で特定利用港湾に関する両者の対応について確認する行為であると考えておりますが、改めて国にも確認してまいりたいと考えております。

○高橋委員

対応について確認するということだけでも、そこは国にも確認していただくということですね。

次に、期限の設定についてなのですが、本件については年内までにという期限が示されていたかと思っているのですが、私としては極めて短いものであると感じています。というのも、これほど市民生活や市の将来に重大な影響を及ぼす案件について、十分な情報収集、市民への丁寧な説明、そして議会での深い議論を経ずに結論を出すことは、どうしても禍根を残す判断につながりかねないと思っています。この期限の設定は、自治体に熟慮の期間を与えているとは言えず、ある種で一方的な無言の圧力みたいなものがかかっているようだという声も聞かれるところ です。

国からは、年内をめどに回答を求められているという理由について、納得のいく具体的な説明はあったのでしょうか。また、市として回答までの期間を妥当なものと考えているのか、御見解をお示しいただけますでしょうか。

○（産業港湾）港湾業務課長

国からは、理想として、11月下旬には回答いただきたいという説明がございましたので、年内に回答するスケジュールで考えているところです。

回答までの期間が妥当かにつきましては、年内での回答をめどとしておりますが、関係団体等への説明や国への確認などの状況によりましては、さらに時間を要する可能性があるものと考えております。

○高橋委員

次に、そもそも特定利用港湾となる条件について、報道などでも特定利用港湾という名称が広く使われていますけれども、依頼文書にはこの言葉が明記されておられません。

どのような条件が整った場合に、小樽港がこの枠組みの対象、すなわち特定利用港湾と位置づけられることになるのでしょうか。プロセスが不透明なまま、なし崩し的に特定利用港湾にされることがあってはなりませんから、そうなるまでの具体的なプロセスと条件について市が把握している内容をお示しいただけますでしょうか。

○(産業港湾) 港湾業務課長

市からの回答の後、国の関係閣僚会議におきまして、特定利用港湾となる港湾の名称を記載した総合的な防衛体制の強化に資する公共インフラ整備の運用・整備方針を改定いたしまして、公表されることによって位置づけられるものと把握しております。

○高橋委員

次に、特定利用港湾の対象となる施設の具体的な範囲についてです。仮にこの枠組みを受け入れた場合に、小樽港のどの施設が利用の対象となるのが明確にされなければ、影響の評価ができません。

具体的にどの岸壁、どの地区、どの水域が円滑な利用の対象として国から想定されているのでしょうか。

○(産業港湾) 港湾業務課長

国からは、どの施設を利用するかは具体的に示されておりませんが、そこは調整させていただきたいという説明を受けているところです。

○高橋委員

やはり、国でも施設を明確にしていない、また、選定の基準もしっかり示されているものではないと思っています。

この制度の法的根拠について話を移します。

先ほども少し触れましたけれども、特定利用港湾という制度や名称というのは、現行の港湾法、地方自治法、自衛隊法、それぞれの条文に存在していないと認識しています。法的な裏づけのないまま閣議決定という政府内の方針のみを根拠に進められてしまうことは、法治国家の根幹を揺るがしかねないと危惧しています。

この枠組みの法的根拠は一体何なのか。港湾法第何条、あるいはその他の法律のどの条文に基づくものなのか、国から具体的な説明を受けていれば、お示しいただきたいと思います。また、法的根拠が不明であればその事実をどう受け止めているのかについてお答えください。

○(産業港湾) 港湾業務課長

法的根拠に関しましては、国から具体的な説明を受けておりませんが、香川県が令和6年3月に同様の内容で国に確認した内容を公表してございます。その国の回答ですが、特定利用港湾の取組は国家安全保障戦略に基づき関係閣僚会議で共有された認識の下、進めるもので、特別な法的根拠はなく既存の法令の下、進めることとしていると。新たな義務を課したり権利を制限するものではないことから特別な法的根拠が必要とは考えていないといった見解が示されております。

これを踏まえますと、特定利用港湾になった場合の対応については、今と同じで既存の法令である港湾法や本市の港湾関係条例に基づきまして、対応していくことになるかと考えております。

○高橋委員

今、御答弁の中にあつた既存の法令の下というお話で、既存の法令の中には特定利用港湾という言葉が出ていないという、何か実態がどこにあるのかよく分からない制度なのではないかと思えてくるわけです。

次に、地方自治体としての本市の立ち位置と権限についてお伺いします。地方自治法第245条の2及び3では、国と地方公共団体が対等・協力の関係にあるとされており、国の関与は法律の範囲内に限定されると定められているものです。したがって、確認と称する依頼であっても、それが一方的に押しつけられることは自治権の侵害に当たらないかという強い懸念があります。

ここで、他自治体の事例について着目するのですが、中には国の方針を早々に受け入れた自治体もあれば、慎重

な議論を続けている自治体、あるいは、明確に懸念を表明している自治体もあると聞き及んでいます。

特に、自治体が主体的に判断して、国に対して拒否の姿勢を示した、あるいはそれに近い対応を取った事例は把握していますでしょうか。本市として、ほかの対象自治体の検討状況や国との協議内容について、どの程度詳細な情報収集を行い、分析しているのかも同時に伺います。

○(産業港湾) 港湾業務課長

御質問のような事例を直接確認しているものではございませんが、報道では、沖縄県が明確に意思を示せないとして国に伝えていること。また、鹿児島県、熊本県、福井県の3県は、現在、特定利用港湾になっておりますが、回答のめどとされた時点までに協議が調わず、国への回答が先送りになっていたといった事例について、報道ではありますが、把握しております。

他の自治体に関してですが、本市と同様に現在国から打診を受けている自治体についてインターネット等で確認したところ、二つの港がございましたので、8月下旬に状況の確認を聞き取りしております。詳細な検討状況までとはなりません、いずれも港湾関係団体の説明を始めた段階であることを聞いております。

○高橋委員

ここで、本市の拒否権に対する認識についてです。先ほどのやり取りの中で、国からの依頼はあくまで法的な強制力を持たない、ある意味でお願いであると理解しています。そうであるならば、本市が市民の安全や地域の将来を総合的に勘案した結果、この要請を受け入れるべきではないと判断した場合、これを拒否する権利、すなわち拒否権を有していると考えるのが地方自治の原則であると思います。

本市がこの特定利用港湾の確認の依頼を拒否する権利を有していることを明確に御認識されているのか、お聞きします。

○(産業港湾) 港湾業務課長

今回ですが、国からの確認の依頼について、確認の回答をしないこともできるものとは思っております。

○高橋委員

次に、仮に本市が国の依頼を断った場合、先ほど回答しないという選択肢も示していただきましたけれども、国の依頼を断った場合の影響がどうかという点に関してなのですが、国との関係悪化を懸念するあまりに可否の判断がゆがめられることはあってはなりません。

先ほど申し上げたように、国の依頼に強制力がないとすれば、断った場合にもペナルティーが課される根拠はないと解されるが、本市として依頼を断った場合に想定される直接的、間接的な影響について何か認識されていますでしょうか。

○(産業港湾) 港湾業務課長

特定利用港湾になることによって、既存事業の整備促進や、災害時などでも迅速かつ安全に円滑な対応が期待できるといったことが考えられますが、依頼を断った場合の影響については承知しておりません。

○高橋委員

次は、この制度導入に伴うメリットとデメリットについてです。

国は、インフラ整備予算というメリットを示唆していますが、それは市民にとって安全保障上のリスクと隣り合わせにならないかと危惧をしております。

期待されるメリットの具体的内容として、特定利用港湾になった場合はどのようなインフラ整備が行われることになるのでしょうか。例えば、岸壁の延伸や増深、大型クレーンの設置など、そうしたメニューや事業規模はどの程度のものなのか。そして、その財源は国のどの予算から、どういう根拠で充当されるのか、説明を求めます。

○(産業港湾) 港湾室主幹

国によりますと、公共インフラ整備につきましては、民生利用を主としつつ、自衛隊、海上保安庁による円滑な

利用にも資する岸壁や航路の整備に加え、既存事業を促進することで港湾の利便性の確保や機能を強化することとされております。

また、整備に係る財源につきましては、民生利用を主とするものであるため、整備事業の既存の制度に基づきまして、これまでどおり国と港湾管理者がそれぞれ必要な費用を負担することとなります。

○高橋委員

それと関わって現状の小樽港における整備の必要性について伺うのですが、そもそも現行の小樽港港湾計画において近々で整備を要する施設が存在すると考えて、それはこの特定利用港湾の枠組み以外の通常の補助事業で対応できない性質なのかですけれども、御説明いただけますでしょうか。

○(産業港湾) 港湾室主幹

小樽港港湾計画における事業につきましては、既存の制度に基づいて実施する予定で考えてございます。

なお、この特定利用港湾における公共インフラ整備として、国から示された小樽港の整備につきましては、既存事業でございます北防波堤、北副防波堤、中央ふ頭岸壁の整備が示されておりますが、これらの事業についても既存の制度に基づき、行っているところでございます。

○高橋委員

では、今の部分に関して言うと、部分的にとりかかるといえるか、今の御答弁の範囲の中では少なくともメリットが生じるものではないことが分かりました。

次に、島根県の事例なのですが、境港では国との確認文書に、米軍による利用は対象外とするという趣旨の文言を盛り込む方向で調整したと報じられていました。

仮に協議を進める場合にも、例えば商業利用や市民利用を常に優先するとか、核兵器搭載の可能性のある艦船の寄港は認めないといった小樽市独自の条件を付すことは可能なかどうか、お答えください。

○(産業港湾) 港湾業務課長

内容は様々ですが、他港においても回答に当たっては条件などを付している事例もありますので、可能なものと考えております。

○高橋委員

次に、軍事的利用におけるリスクについて、最も重大とも言うべき集団的自衛権との関係です。

国の説明によれば、特定利用港湾については存立危機事態や重要影響事態での自衛隊利用も想定されていると。そして、それが事実上の集団的自衛権の行使への協力に当たらないのかという懸念が生じるわけです。その場合でも、攻撃を受けるリスクは高まらないと言い切れないと考えています。

本会議での答弁の論拠となっていた国のQ&Aでは、一概には言えないという抽象的な回答に終始していて、市民の不安に答えているとは思えません。

ですから、市としてこのQ&Aを超える具体的な疑問については、国に正式に照会して文書による明確な回答を求めることを行ったことはあるのか。実際に問合せを行ったか否か、お答えいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○(産業港湾) 港湾業務課長

国への照会ですが、当初の説明が国からあった後、その時点での疑問点等について照会を行っております。

○高橋委員

では、不明な部分は国に対して問合せをすることができると認識させていただきます。

ここで、自治体の財政的あるいは人的な負担のようなものについても伺いたいのですが、財政的負担の有無について、特定利用港湾になった場合に国の予算で施設整備が行われたとして、その後の維持管理にかかる費用が自治体負担になる可能性もあるのではないかと考えたのです。

維持管理や更新費用について、仮に国の予算で岸壁や倉庫などの施設が整備されたとしても、それらは永久に使えるわけではありません。耐用年数を迎えれば莫大な更新計画が発生しますし、その際の費用負担の枠組みはどうか。将来的に本市の財政計画に重くのしかかってくる懸念はないのかについて、まず伺いたいと思います。

○(産業港湾) 港湾室主幹

施設の維持管理、更新費用の負担につきましては、民生利用を主とした港湾整備事業を既存の制度に基づき、これまでどおり国と港湾管理者がそれぞれ必要な費用を負担することになりますので、将来的な財政負担も考えながら必要な施設を整備することになります。

○高橋委員

次は、職員の人員体制についてですが、特定利用港湾となれば国や自衛隊等の恒常的な協議や利用調整、そして市民への説明、さらには安全管理業務など、港湾管理者の業務が増加するとも考えられます。

現在の本市の港湾担当職員の数で、新たなと言っているかわかりませんが、これらの業務に十分対応できるかどうか。増員が必要となる場合、そうした財源をどのように確保するお考えなのかも併せてお答えください。

○(産業港湾) 港湾業務課長

利用の調整や安全管理の業務は、通常業務として日頃から行っているものでございますので、仮に特定利用港湾になっても頻度が増えるものではございません。ですので、業務への対応はこれまでと大きな変化はなく、対応は可能なものと考えております。

○高橋委員

では、また少し重たい質問といたしますか、答えづらいかもかもしれませんが、お聞きします。

災害時利用と軍事的利用の混同の危険性がないかというところです。国は、平時には災害時の物資輸送など公共的な役割に資するという旨を説明しているのですが、本来、別々に議論されるべき災害の利用と軍事利用が混ざっている特定利用港湾という制度と申しますか、枠組みの線引きに関して、市としてはどのように整理して、そして市民の皆様にご説明するに当たってもどうお伝えするのかのお考えを伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○(産業港湾) 港湾業務課長

平時の利用と有事の際の利用については国から示されておりますが、御質問のございましたような災害利用と軍事利用の線引きにつきましては、どのように利用されるかは具体的な状況に応じて個別に判断されるものと考えておりますが、改めてこの点についても国に確認してまいりたいと考えております。

○高橋委員

有事ではなくとも自衛隊訓練のために港湾が使われる際に、港湾周辺の交通規制や立入制限、騒音などの発生で市民生活や港湾の物流等に支障が出るのではないかと危惧もあります。訓練時の港湾及び周辺施設等の利用の仕方については、市が主体的に管理権限を確保できるかどうかをお答えいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○(産業港湾) 港湾業務課長

これまでも港湾施設の使用に当たりましては、許可の際に必要な条件を付しているところでございまして、当然その許可に当たっては港湾活動への支障なども考慮しますので、これまでどおり港湾管理者として管理上の権限は確保できるものと考えております。

○高橋委員

この件についてはまだ疑念と申しますか、実はお聞きしたいことがたくさんあったのです。

ここで聞きしてもしょうがないという部分もあったのであれなのですが、例えば国が出しているQ&Aにおける詭弁と申しますか、表現が気になる箇所がありまして、「民間の空港・港湾を軍事施設化する取組ですか？」という問いに対して、答えでは、「この取組によって、民間の空港・港湾に新たに自衛隊の基地や駐屯地を設置するといったことはありません。」と答えているのです。軍事施設化する、しない、どちらですかという問いに対し

て、新しい基地とか駐屯地は造らないですと答えているというわけです。

Q&Aとしてこれを載せているというのは、さすがに引っかかるところでありまして、この答えをきちんと見れば、この答えを読むところでは恐らく機能面では軍事化できるということですし、運用や法的接続などの核心の部分については避けられているということです。軍事施設化しませんと明言しないのは、新設以外の方法で何かやります、やれますと言っているふうに捉えても、あまり不思議はないのかと思います。

ここから、まだこうした疑問というか、うがった見方をし過ぎているだけだったら全然いいのですが、そうではない場合に問題が起きてしまうから、このように取り上げさせていただいているわけでありまして。ですので、庁内での議論ですとか市民周知を改めてここからもしていただくといい感じではないかという要望であります。

今日の御答弁でも明確でない部分が多いという状態で、そもそもこの制度のよしあしを判断するための材料というのはまだ不足していて、少なくとも、もっと議論が必要であるということ自体は、私として理解しました。

引き続きの熟議の必要性を申し上げて、本日はここで質問を終わりたいと思います。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

共産党に移します。

○酒井委員

◎子供の居場所について

子供の居場所について伺います。

児童館の設置について、財源確保等から直ちに設置するのは難しいといった趣旨の答弁がありました。私は、率直にとっても残念だと思ったわけでありまして。

まず伺いたいののが、では、財源を確保できれば設置したいというお考えなのか、そうではないのか、お答えください。

○（こども未来）阿達主幹

児童館を含めまして、子供の居場所の必要性というのは認識しているところではありますが、財源以外にも様々な要素があると考えておりますので、検討を続けてまいりたいと考えております。

○酒井委員

財源以外のものということなのですから、では、財源を確保されていても設置されないかもしれないということでしょうか。

○（こども未来）阿達主幹

御存じのとおり、今、児童館は市内に3館しかなくて、仮に財源が確保された場合なのですが、それでいくと、では、今度は場所をどこに建てればいいのかといった問題もあろうかと思っておりますので、財源だけではなく認識しております。

○酒井委員

それは違うと思うのです。場所云々の話をしてしまったら、私自身から言えば他の近隣の自治体のように、例えば中学校区に造るとか、小学校の中に造るといろいろな考え方があろうと思うのです。それを場所の問題という形で言ってしまうと、私は永遠に児童館の設置はできないのではないかとあろうと思うのですけれども、それでもやはり場所に

こだわるといことなのですか。

○こども未来部長

児童館を含めた子供の居場所の整備ですが、ただいま申し上げたとおり、まずは財政的な問題ですとか、場所の問題もあるのですが、やはり新しく施設を造ることになりますと、公共施設の整備全体の問題との調整が必要になってくると思います。財源だけではなくて、財源の確保ができたとしても庁内的な議論を踏まえた上で検討していく必要があるのかと考えております。

○酒井委員

なぜ児童館ができないかという理由がよく分かりました。お金ではないのです、やる気がないのです。やはりこれだと思うのです。

本来であれば、子供たちのどういう居場所をつくっていくかを含めてしっかり議論して行って、それは一つの例として児童館があるかもしれないし、それ以外の例もあるかもしれないという形で考えていく。そのためには、まず、財源が必要だということによってくると思うのだけれども、全くそこから離れているということだったら、幾らたっても子供の居場所はできないし、子供たちが暮らしやすいということにはならないと私は思うのですが、その点についてはいかがですか。

○こども未来部長

児童館を設置していくためには、今申し上げたいろいろな課題があるのですが、問題を庁内全体で議論しながら、やはり検討していくしかないのかと考えております。

○酒井委員

では、どんなふうにも庁内で議論されているのですか。

○こども未来部長

現時点で、特に全体的な議論という意味では具体的にやっているものはございません。

○酒井委員

現時点でやっていないということで、全庁的な議論が必要だと言いながら、やっていないのに児童館はできないのだという言い方というのは、私はすごく矛盾そのものしかないと思うのです。

では、これから全庁的に子供の居場所づくりについて、どういう居場所が必要かについて議論されることで確認してよろしいでしょうか。

○副市長

前から酒井委員からは子供の居場所づくりという点で御質問もありましたし、今、現場は児童館に限定したような答弁にはなっているのかと感じております。

先ほど酒井委員のおっしゃるとおりに、どういった形がいいのか。子供の居場所として児童館がいいのか、児童館ではないものもあると思いますので、それはそうだと考えております。

現在、我々も銭函地域についてもそういった場所が必要ではないかという形で庁内では議論しておりますので、やり取りがあるかもしれませんが、児童館にとられないで子供の居場所づくりについてどういった形がいいのかという部分は、少なくとも庁内で議論はしております。

その中で、結果的に児童館になるのか、ならないのか。そして、実際に我々は、こういう状況になりますと、先ほど原部からありましたけれども、やはり財源なりの課題は多々あります。それは、次の段階でしっかりどういった対応ができるのかという部分は検討しないといけないと思っていますので、単に財源があるとかないとかではなくて、繰り返しになりますが、酒井委員がおっしゃるとおりに、どういった子供の居場所づくりがいいのかという部分から検討する必要があるかとは考えているところでございます。

○酒井委員

やっとスタートに戻ったと思うのです。児童館に限定するのではなくて、児童館ではないものであっても子供の居場所というのは、私はあり得ると思っているのです。それが今回の質問の中で聞きたいと思ったところです。

元に戻って、代表質問の中で、要件にかかわらず児童館の設置をするとお答えになったのです。どういった趣旨でお答えになったのか、お示してください。

○(こども未来)阿達主幹

本会議で要件にかかわらずという答弁をさしあげた趣旨といたしましては、児童館とするかしないかにかかわらず、子供の居場所の充実を図っていくといったところでございます。

○酒井委員

先ほどの副市長のお話のとおりだと思うのです。

ところで、私は児童館という形でしっかり法に基づいて設置されているものがやはり必要なのではないかということなどを常々訴えております。

ただ、小学生のみが利用できるという児童館が私はあってもいいのではないかと思いますけれども、本市としてはどのようにお考えでしょうか。

○(こども未来)阿達主幹

今、小学生のみの対象という施設になりますと、札幌市のミニ児童会館などがそうではないかとは思いますが。そのような施設があれば居場所の充実につながるかとは思いますが、まず、本市の現状といたしましては、18歳未満の子供全てを対象とした施設が必要だという考えでおります。

○酒井委員

札幌市や石狩市などに設置されているミニ児童会館とはどのような施設でしょうか。

○(こども未来)阿達主幹

札幌市のミニ児童会館とは、利用対象者として当該校区に居住する小学生と規定されております。

○酒井委員

本市における小学生の留守家庭についてどういった所感をお持ちでしょうか。

○(こども未来)阿達主幹

共働き世帯の増加に伴いまして、そういった家庭が増えてきていると感じているところです。

○酒井委員

共働きということになりますと、考えられるのは放課後児童クラブなのです。放課後児童クラブを利用できる要件を示してください。

○(こども未来)阿達主幹

放課後児童クラブの要件といたしましては、まず、小学生を対象としまして、保護者が就労などの理由によって、放課後ですとか長期休業期間において家庭で保育を受けることができないこととなります。

○酒井委員

放課後児童クラブを利用できる要件はないのだけれども、留守家庭となるとという事例においては、私は児童館が子供の居場所になるのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○(こども未来)阿達主幹

子供の居場所については様々なものがあると認識しておりますが、児童館についてもその一つになると考えております。

○酒井委員

代表質問の答弁の中で、児童館とすると要件があるとお答えになったわけなのです。

それでは、都道府県全域を対象とする大型児童館を除いて、小型児童館、児童センター、それぞれの要件をお示しください。

○(こども未来)阿達主幹

施設の要件でございますが、まず、小型児童館につきましては、面積は原則として217.6平方メートル以上、集会室、遊戯室、図書室などが必要となりまして、職員の配置としましては児童厚生員を2名以上置くこととされております。

児童センターにつきましては、まず、面積は原則として336.6平方メートル以上、先ほど申しました小型児童館の要件に加えまして、遊戯室には屋内における体力増進指導を実施するために必要な広さを有することが要件として加わることになります。

○酒井委員

ただ、要件にかかわらずというのが代表質問の答弁であったのです。ということは児童厚生員がない場所ということを考えているのでしょうか。

○(こども未来)阿達主幹

あくまでも児童館とする場合においては、先ほど申し上げました要件を満たす必要がございますので、児童厚生員は配置することになるとなります。

○酒井委員

前に議会の中で質問したときに、視察した施設でこんなところがあったのです。言ってみれば、学芸員のいない美術館ですとか、また、図書館でもそういった形でやられていたりとかして、児童館とは言わないけれども、児童館に類似するような名前でも児童厚生員がないという形になってしまったら、私はとんでもない話だと率直に思っています。

中学・高校生の居場所についてです。

本市の中学・高校生の居場所についてはどのようにお考えでしょうか。

○(こども未来)阿達主幹

児童館は中学・高校生の居場所になり得る場所だと認識しておりますが、本市の3児童館の現状の利用状況からいたしますと、中学・高校生の利用が少ないため、児童館を利用していただくための周知を含めまして、居場所の充実を図っていく必要があると認識しております。

○酒井委員

札幌市では、ミニ児童会館などを対象にして中学・高校生の夜間利用を行っております。中学生は小学生が帰った後の午後6時から午後7時まで、高校生は午後9時まで、週2日程度実施しているようであります。本市では、ウイングベイ小樽に自習室が開設されましたが、活発な利用を期待したいと思っております。

本市において、自習室はどれだけ開設されているのでしょうか。

○(こども未来)阿達主幹

市が関係している部分でいきますと、ウイングベイ小樽1番街4階、それから市立の図書館の2か所を把握しております。

○酒井委員

札幌市や石狩市と比べて遜色ないというお考えでしょうか。

○(こども未来)阿達主幹

自習室については把握していないのですが、先ほど来から御質問いただいております児童館につきましては、本市には3館しかございませんので、その数は少ないものと認識しております。

○酒井委員

本当に少ないのです。だからこそ、何とかして子供の居場所をつくってあげなくてはならないということを常々訴えているわけであります。

ところで、子供の居場所というキーワードは、主に小学校低学年などの留守家庭のことを指すのか、小学生の遊び場を指すのか、中学・高校生の勉強場所、運動場所を指すのか、様々だと思います。

本市では、子供の居場所とは何だと想定しているのでしょうか。

○(こども未来)阿達主幹

国からも示されておりますが、子供の居場所とは学校や放課後児童クラブ、児童館や学習塾、公園など様々でありまして、その子供にとって安心して過ごせることができ、また、いたいと思える場所と認識しております。

○酒井委員

私は、小樽市にはいたいと思える場所が不足しているのだと。だからこそ、小樽市は何もないまちですねと言われて転居していった方を私は何人も知っているのです。私はそれを聞くたびに、何もないのではなくてきちんとやりますと胸を張って言えるようなまちにしないでほしいとすごく思います。

どちらにしても、少なくとも札幌市におけるミニ児童会館は設置すべきだと思っております。ミニ児童会館といながら、結局そこで学童保育も一緒にやっているわけです。だから、そこまでの大きな負担にはならないと思うのです。

また、留守家庭対策も喫緊の課題です。完全にいないという場合だったら、放課後児童クラブを活用できるという形になるのだろうけれども、そうではない中途半端なところにいるという子供をお持ちの御家庭だったら、これは安心して子供がいられる場所というのが本当に必要だと思います。

それから、本市における留守家庭の状況、中学・高校生の勉強場所などの情報、放課後児童クラブを併設した小学校内のミニ児童館、こういったことについては少なくとも情報収集に努めてほしいと思うのですけれども、伺います。

○(こども未来)阿達主幹

市長の重点公約にもなっておりますとおり、子供の居場所の充実を図ることは非常に重要だと考えております。したがって、情報収集に努めてまいりたいと考えております。

○酒井委員

◎公共施設のWi-Fiについて

次に、公共施設のWi-Fiについてお伺いいたします。

部長は、セキュリティの設定が必要だとお答えになりました。しかし、今どきフェイスブック、LINE、グーグル、エックス(旧ツイッター)それとヤフージャパン、どれかのアカウントがなければ利用できないというのは、かなり時代錯誤だと思わないでしょうか。

○(総務)総務課長

総務省が出している「公衆「Wi-Fi提供者」向けセキュリティ対策の手引き」に、利用者情報の適切な確認としてSNS認証が示されておりました、これに従って市の公共施設もやっているわけですが、この手引自体は令和7年2月版であり、特に時代遅れといったことではないと認識しております。

○酒井委員

時代遅れとっていないことが私はすごくまずいと思います。

一般的なフリーWi-FiではSSID、ネットワーク名とパスワードがあれば利用できるわけでありまして。こうした方式に変えるお考えはないのでしょうか。

○(総務)総務課長

手引には、利用者情報の確認や認証が必ずしも必要のない場合として、Wi-Fi以外で利用者情報が確認できる場合を挙げられておりますけれども、多くの公共施設は不特定で多数の利用者がおりますので、ほかの方法で利用者の情報を把握するのは難しいと考えておりますので、原則として現在のSNS認証を今後も行ってまいりたいと考えております。

○酒井委員

どんどん時代に取り残されていく小樽市というのは、こういうことなのだと本当に実感しました。

ところで、私もOtaru-City-Wi-Fiを利用したことがあります。私はグーグルアカウントを持っているので、それで認証しようと思っても認証できず、結局利用できなかったのです。その後、また別の機会に当該施設に行っても今度は使えるかと思ってやったけれども、またできなかったのです。

こういったOtaru-City-Wi-Fiの不具合については解消されているのでしょうか。

○(総務)総務課長

総務課が所管しております市役所別館のWi-Fiも含めまして、Wi-Fiで不具合があるとは伺っておりません。また、最も利用をされている図書館においても問題なく利用できていると聞いておりますので、現在のWi-Fiシステムとして不具合はないと認識しております。

ただ、もし接続等でお困りの場合がありますら、職員がお手伝いしていくと考えております。

○酒井委員

そうしたら、また市民センターに行ってみて、自分で接続してみようと思います。

ところで、高野議員が指摘したように子供の利用が想定されていないという問題であります。

では、どれだけの小学生がSNSアカウントを所持していると想定しているのでしょうか。

○(総務)総務課長

今回のセキュリティの考えとしまして、市の公共施設全体としての考え方ですので、小学生がSNSをどれぐらい持っているかというところは把握しておりません。

ただ、小学生の場合は保護者と来ているケースも多いと考えておりますので、保護者のSNSが利用できる場合もあるのではないかと考えております。

○酒井委員

その辺が古いのだと思います。

ところで、児童館にはWi-Fiが設置されているとのことですが、これはOtaru-City-Wi-Fiなのですか。

○(こども未来)阿達主幹

市内の3児童館に設置しておりますWi-Fiにつきましては、Otaru-City-Wi-Fiではございません。

○酒井委員

子供の児童館でのWi-Fi使用状況については把握されているのでしょうか。

○(こども未来)阿達主幹

まず、児童館を利用する際には、毎回、名簿に名前などを記入していただいております。児童館の利用者については把握しているのですが、実際にその方がその日にWi-Fiを接続して利用したかどうかまでは把握しておりません。

○酒井委員

児童館がなぜOtaru-City-Wi-Fiを使わなかったのですか。

○(こども未来)阿達主幹

まず、今申し上げたとおり、児童館については、利用する際に毎回、名前を書いていただいております。把握でき

ているという状況がございまして、総務省の手引においても認証が必ずしも必要ではない例といたしまして、帳簿などで利用者を十分に把握できる場合といったことが示されておりますので、手引に即した対応となっております。

○酒井委員

児童館に行けば宿題ができるということなのです。だけれども、そうではないところの図書館に行った場合には、宿題はできないと。やはり、子供だけが行った場合はできないというのは、私はすごく問題だと思います。

タブレットでの宿題をやろうと思っても、結局SNS認証で利用できないのだったら、Wi-Fiを設置した意味がないのではないかとってしまうのですけれども、その点はいかがでしょう。

○(総務)総務課長

今回、我々自治体として設置しているフリーWi-Fiですので、児童のみに焦点を当てたわけではなく、様々な施設、様々な年齢の方に対応できるようにセキュリティーを検討した結果、SNS認証方式を選択しておりますので、御理解いただければと思います。

○酒井委員

セキュリティー云々というのは、私はもう時代に合っていないと思います。それぞれの責任で利用するというのもう当たり前なのです。お店においても、SSIDを見て安心できるものかどうかを自分自身が確認して、安心できるものであったらそのSSIDに書いてあるパスワードなどを、QRコードを読んだりしてつなげたりするというのが当たり前になっています。

それから、小樽市立病院のWi-FiなどもOtaru-City-Wi-Fiではないです。きちんとそれぞれの別のWi-Fiを使って、どなたが来るか分からない状況の中で使われているのです。それを殊さらセキュリティーと言いながら利用しづらいものにしていくというのは、私は時代に合ったものになっていかないと思います。

先ほど、小樽市立病院のWi-Fiでも採用されているという話をしましたけれども、では、市立病院のWi-Fiで、セキュリティー上何か問題があったということを小樽市は聞いているのですか。

○(総務)総務課長

手引にのっとして、どの程度Wi-Fi以外の方法で利用者が把握できるかもセキュリティー対策を選択すべき項目と考えておりますので、その段階で問題があったとか、こういった方式に不具合があるという認識ではございません。

○酒井委員

もうガラパゴス化しているのです。この方式を使っているのは、私が聞いた限りでは小樽市と仁木町ぐらいなものなのです。いよいよもうこのアカウント方式というものは卒業して、SSIDとパスワード方式に順次変えていくべきだと思います。

◎補正予算について

次に、補正予算について伺います。

まず、人事給与システム改修事業費についてであります。

今回の補正はどういった理由でシステム改修を行うのでしょうか。

○(総務)職員課長

人事給与システムの改修ですが、白川委員の代表質問の際にもお答えしておりますが、令和8年4月から子ども・子育て支援金の徴収が始まるに当たりまして、本市が事業主としてその立場で市職員の給与から子ども・子育て支援金を控除する必要がありますので、それに対応するためのシステムを改修する内容となっております。

○酒井委員

ということは、新たな子育て支援金がなければ必要なかったということで確認してよろしいでしょうか。

○(総務)職員課長

そういうことになるかと思えます。

○酒井委員

こども家庭庁は、昨年3月29日に子ども・子育て支援金の被保険者1人当たり平均負担額の試算を公表しております。

まず、国民健康保険ではどのように試算されているのでしょうか、年額でお示してください。

○(福祉保険) 保険年金課長

国では月額で試算額を公表しており、それを年額にして申し上げますと、今1人当たりということでしたが、1世帯当たりでお答えさせていただきますと、令和8年度が4,200円、令和9年度が5,400円、令和10年度が7,200円となっております。

○酒井委員

同様に後期高齢者医療制度ではどうでしょうか。

○(福祉保険) 保険年金課長

後期高齢者医療制度の見込みの年額は1人当たり、令和8年度は2,400円、令和9年度は3,000円、令和10年度は4,200円となっております。

○酒井委員

被用者保険である協会けんぽ、健康保険組合、共済組合ではどうでしょうか。

○(福祉保険) 保険年金課長

協会けんぽ、健康保険組合、共済組合についてですが、それぞれの制度について被保険者1人当たりの見込みの年額を、令和8年度から10年度まで順に申し上げますと、協会けんぽが4,800円、6,600円、8,400円。健康保険組合が6,600円、8,400円、1万200円。共済組合が6,600円、9,000円、1万1,400円となっております。

○酒井委員

医療保険別で一番高いのは、公務員などが加入する共済組合で年額1万1,400円となっています。驚くのは後期高齢者からも徴収することなのです。

では、本市の国保会計で政府と同様に試算すると、年額は幾らと想定されているのでしょうか。

○(福祉保険) 保険年金課長

本市の国民健康保険につきましては、北海道が示す保険料率で決まる予定ですが、現時点で北海道から詳細について示されていない状況であり、国から示された試算以外に想定はないという状況となっております。

○酒井委員

後期高齢者医療制度ではどうでしょうか。

○(福祉保険) 保険年金課長

後期高齢者医療制度につきましては、北海道後期高齢者医療広域連合が保険料率を決定いたしますが、こちらも詳細は現時点で示されていない状況となっております。

○酒井委員

詳細が示されていないということなのです。今、国が示したものしか出てこないというのが、私はすごく問題だと思います。

では、国が示した試算は、例えば所得に応じたモデルケースは示されているのでしょうか。

○(福祉保険) 保険年金課長

所得に応じたモデルケースは示されていないと認識しております。

○酒井委員

同様に家計への影響などは示されているのでしょうか。

○(福祉保険) 保険年金課長

現時点でそのような示しについては認識していませんが、保険料につきましては今までなかった制度が新設されることとなりますので、家庭の負担は保険料が新設されて上がることとなりますので、ある程度負担はあると考えております。

○酒井委員

本当に国保だけではなくて、ほかのところでも非常に手間がかかると。やはりこのやり方自体がすごく問題なのだと思うのです。大体、医療保険に上乘せ調整するというやり方自体、私はやってはいけないうると思うのです。また、加入する保険の違いによって負担額に相当ばらつきが出ていること自体が全く説明できません。

また、少子化対策の名前で実施することも誰でも通園制度は、月・日・曜日を固定せず居住地以外の都道府県をまたいだ自由利用もできると。子供にとって大きなストレスに、親の都合を子供より優先するというので、我々は、こども誰でも通園制度については、やるべきではないと思っています。そもそも子供たちに必要なのは、保育士の処遇改善や配置基準を抜本的に改善して、全ての子供たちに質の高い保育を保障することこそが私は必要だと思います。

次に、下水道事業大規模下水道管路特別重点調査事業費について伺います。

今回の予算は、どういった理由で調査事業を行うのでしょうか。

○(建設) 建設課長

どういった理由で事業を行うのかとの御質問でございますが、今年1月に埼玉県八潮市で発生いたしました下水道管路の破損に起因します道路陥没を受けまして、国土交通省から報告期限を令和8年2月末として下水道管路の緊急点検の実施要請を受けたことから、必要な点検調査を業務委託により実施するものでございます。

○酒井委員

八潮市の道路陥没事故を受けてということなのですけれども、1月28日に発生したわけで、そこから7か月たったということでもあります。死者1名、住民120万人の下水道利用自粛という被害をもたらした事故の現場は、現在も下水から発せられる悪臭や復旧工事の騒音、交通規制などは周辺住民や事業者、道路利用者を苦しめております。

事故を受けて問われたことは、下水道などインフラの維持管理、修繕等を担う地方自治体の技術職員の不足だと言われております。技術職員のうち、下水道部署正規職員数は1997年の約2万6,400人をピークに減り続け、2022年には約1万8,300人まで減少していると言われております。

本市における下水道技術職員数の推移はどのようになっているのか、お示しください。

○(水道) 総務課長

下水道事業の技術職員は、1997年度3月末現在で28人でしたが、令和6年度3月末現在で21人となり、7人減少しております。

○酒井委員

ところで、今回の事故を受けて現在、管径2メートル以上かつ1994年度以前に設置された下水道管路の調査が行われております。この調査の中で、8月2日、埼玉県行田市で、市から業務委託された民間事業者の作業員4人がマンホールに転落して死亡するという事故が発生いたしました。事故原因は調査中とのことではありますが、硫化水素の事前調査を怠っていたことや、落下防止のための器具、地上から空気を取り入れるタイプのマスクの未装着、こうした安全対策の不徹底が指摘されております。

本市における管路の調査における安全対策は、一体どのようになっているのでしょうか。

○(水道) 下水道事業課長

本市において下水道管路調査を行うに当たり、工事着手前に委託業者より業務計画書の提出を受け、酸素濃度や硫化水素濃度測定等の安全確保対策について確認しております。作業開始前には、この計画書ののっとり、送風機

等による換気後、各種測定を行い、安全数値を満たした後、作業を開始し、作業中も換気等を行っております。なお、墜落のおそれがある場所では安全帯を使用するなど、必要な措置も行っております。そして、これらの測定数値については労働測定記録表に記録され、後日報告を受けております。

○酒井委員

事故を起こした事業者は、安全対策について現場の判断だとしていました。そして、行田市自身も職員を立ち会わせる等の対応は取っておりませんでした。国も民間委託した場合の自治体の職員の立会いなどは求めておらず、安全対策は自治体や民間に任せきりとなっています。

こうした国の姿勢に対する本市の所感を伺います。

○(水道)下水道事業課長

国においては、管路内の作業における安全確保の徹底についての通知により、自治体から委託事業者への指導・監督を行うよう要請されております。

本市においては、工事着手前に業務計画書の提出、安全確保対策を確認するとともに、それらを確実に実施するよう指導・監督しております。なお、現場状況等により、必要に応じて立会いも併せて行っております。

◎崩壊建築物(旧みのり保育園)について

○酒井委員

次に、崩壊建造物について伺います。

新光3丁目のみのり保育園の跡なのです。前からひどかったのですけれども、もういよいよ崩壊しています。私の家の近所なのですぐ分かるのですが、その周辺の方からも、一体いつになったら建物が撤去されるのかと。グーグルマップでも出ていますから、見ていただければ分かると思うのですけれども、片側半分が崩れ落ちています。周りのところにはコーンなどが立っていて、一応入れない形にはなっているのですが、そうはいつても、近隣の人たちは、もし台風などが来たらどんなことになってしまうのだろうということで本当に心配している。けれども、市に言ってもなかなか対策してくれないということで、何とかならないのだろうかとすごく不安に言っておられました。

まず、お伺いしたいと思うのは、みのり保育園はいつ閉所になったというか、その辺の経緯を示していただけますでしょうか。

○(こども未来)子育て支援課長

みのり保育園の閉園ですが、みのり保育園は昭和60年に認可外保育所として開設しておりまして、平成11年に現在の場所に移設となっております。平成24年3月に閉園となっております。

○酒井委員

それから、持ち主が替わったりなどしていたと聞いていますけれども、小樽市としてこの崩壊建物についてどういった関わりをしてきたのか。関わりというか、例えば通報を受けてこういうふうに行っていますという形でやられたのか、その辺について説明していただけますでしょうか。

○(建設)松原主幹

こちらの建物につきましては、令和6年3月に建物が壊れ始めました。その際、現地確認、写真撮影を行いました。周辺に人が入らないようにコーンとかバー、注意喚起の看板を設置しております。それと警察や教育委員会、小・中学校、あと町内会などに情報提供を行いまして周知を図っているところでございます。

○酒井委員

私はこういった危険な建物で、持ち主がしっかりと除却なりなんなりしてくれないということであれば、当然、行政代執行などもあり得る話だと思うのですが、そもそもこの建物は特定空家に該当する建物なのでしょうか。

○(建設) 松原主幹

こちらの建物については敷地がかなり広く、市の特定空家の認定基準と照らし合わせた結果、隣接地との距離が確保されており、直ちに周囲に影響を及ぼす状況ではないと判断したため、現時点では特定空家等としては認定しておりません。

○酒井委員

そうでしたら、しっかりとやってほしいと。やれる見込みはあるのかどうか、聞きたいと思います。

○(建設) 松原主幹

建物に関する責任というのはあくまでも所有者にあることから、所有者にも投げかけを何度も行っているところではありますが、市としても周辺に被害が及ばないように引き続き定期的に、また天候に応じた適宜パトロールを実施し、状況の把握に努めていきたいと考えております。あわせて、所有者に対しても早急な対処を求めるなど、今後も引き続き粘り強く働きかけを行っていきたいと考えております。

○酒井委員

少なくとも町内会には、今どんな段階にあるのだということやはり伝えていってほしいのです。ではないと、小樽市は何もしていないのだということになってしまって、それは困る話なので、その辺をどうぞよろしく願いいたします。

◎市営墓地について

市営墓地についてです。

長橋墓地についてなのですが、他の自治体から見ても、草がすごくて、何とか草刈りをやってほしいということ言われたのです。私も気になって見に行ったのですが、てっぺんなどは草がぼうぼうで、少し雨が降ったらそのままずると滑落するのではないかといいぐらいますいのです。

まず、この状況について小樽市で把握しているかどうか、お知らせください。

○(生活環境) 戸籍住民課長

草刈りにつきましてはお盆に合わせて行っておりますが、草刈りを行ったタイミングによりましてはまた生えてしまうという状況になっておりますので、今お話がございました長橋墓地につきましては全体をやる中で早い時期に行いましたので、そういった状況になっていたかと思えます。

○酒井委員

中央墓地もなかなかスリリングだと思うのですが、敷地も物すごく広くて、中央墓地よりはるかにまずいのです。

私が長橋墓地でお墓を買ったときには、あまりにも危ないものだから、勝手に階段をつけたという話なのです。まず、それを御存じかどうかということの一つ。

それから、昨年、今年と大変大きなお金をかけて長橋墓地の道路などの修繕などを行っているのですが、金額はどれだけが一つ。

それから、長橋墓地に限らず、やはりお盆のときに皆さん集中されるわけですから、お盆のときにきちんと草を刈れるような状況にしていきたいと思うのですが、これも適宜やってくれるかどうかを伺います。

○(生活環境) 戸籍住民課長

まず、市民の方が自分で階段をつけたということは存じておりませんでした。

次に、長橋墓地の工事についてですが、まず、長橋墓地に入るところの道路の舗装補修工事を行っております。これは令和6年度、令和7年度に分けて行っており、事業費は令和6年度が297万円、令和7年度が358万6,000円で、合計655万6,000円です。あと、長橋墓地の通路につきましても2本、道産材を使用した階段上に整備するといったことも行っておりまして、行ったのは今年度でございます。事業費は137万5,000円となります。

草刈りにつきましては先ほど申し上げた状況ではございました。今後につきましては、これも現時点で具体的なことを申し上げることはできませんが、盆の墓参り時に極力支障が出ないように方法を検討してまいりたいと考えております。

通路につきましても、現時点で具体的にどこを整備できるかを申し上げることはできませんが、市営墓地の多くが傾斜地にあることから、道路の整備につきましては現地を確認した上でその必要性につきまして判断してまいりたいと考えております。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日は、これをもって散会いたします。